

認めあい 共に歩もう 多幸のまち

三原市男女共同参画プラン(第2次)

平成 24(2012) 年度～平成 28(2016) 年度



平成 24(2012) 年 3 月

広島県三原市

認めあい 共に歩もう 多幸のまち

三原市男女共同参画プラン(第2次)

はじめに



平成11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国を決定する最重要課題であると位置付けられています。三原市では、この基本法に基づき男女の人権の尊重と男女共同参画社会の実現をめざして、総合的かつ計画的な施策の展開を図るため「三原市男女共同参画プラン」を策定し施策を推進してまいりました。このたび計画期間が満了となるため改訂し「三原市男女共同参画プラン(第2次)」を策定しました。

今回のプランは計画期間を平成24(2012)年度から5年間とし、計画的に施策を遂行するために、具体的な目標値を多く設定し、重点事業を明確にしました。平成23(2011)年10月に施行しました「三原市男女共同参画推進条例」を踏まえ、あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れていくための指針とするものです。

本市といたしましては、市民の皆さまをはじめ、市民団体、事業者や教育に携わる皆さまとの協働により、だれもが安心して心豊かに暮らせる社会をつくるために、今後とも男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見や市民意識調査にご協力をいただきました市民の皆さまをはじめ、ご審議ご提言をいただきました三原市男女共同参画審議会委員の皆さまに厚くお礼申しあげます。

平成24(2012)年3月

三原市長 五藤康之

目次

第1章 総論

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画策定の経過.....	5
(1) 市民意識調査の実施.....	5
(2) 策定体制.....	5
5 男女共同参画をめぐる現状と課題.....	6
(1) 三原市の現状.....	6
(2) 第1次プランの評価.....	10
6 計画の基本理念とスローガン.....	12
7 計画の基本目標.....	13
8 計画の重点事業.....	15
(1) 教育・啓発活動の充実.....	15
(2) 市民リーダーの育成.....	15
(3) 女性の仕事と生活の調和.....	16
(4) 男性の仕事と生活の調和.....	16
9 施策の体系.....	17

第2章 各論

基本目標1 男女共同参画を進めるための人づくり.....	19
施策(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進.....	19
施策(2) 教育・学習の推進.....	24
基本目標2 男女共同参画を実現するための環境づくり.....	29
施策(1) 広報・啓発の充実.....	30
施策(2) 職場における男女共同参画の推進.....	32
施策(3) 家庭における男女共同参画の推進.....	38
施策(4) 男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進.....	44
施策(5) 地域における男女共同参画の推進.....	48
基本目標3 男女共同参画を支える社会づくり.....	52
施策(1) 市民団体等との協働による男女共同参画の推進.....	53
施策(2) 生涯を通じた健康づくり支援.....	54
施策(3) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり.....	58
施策(4) 子どもがのびのび育つ環境づくり.....	63
施策(5) 国際交流や国際協力の取組みの推進.....	69

第3章 計画の評価指標

基本目標1 男女共同参画を進めるための人づくり.....	71
基本目標2 男女共同参画を実現するための環境づくり.....	71
基本目標3 男女共同参画を支える社会づくり.....	72

第4章 計画の推進

1 三原市男女共同参画推進条例の制定.....	75
2 計画の推進.....	77
(1) 推進体制の整備.....	77
(2) 市民参画による推進.....	77
(3) 男女共同参画に関する情報提供の充実.....	77
(4) 男女共同参画の拠点機能の整備.....	77
(5) 施策の点検・評価.....	78
(6) 国・県・関係機関との連携.....	78

資 料

資料1 男女共同参画基本法.....	79
資料2 三原市男女共同参画推進条例.....	83
資料3 三原市男女共同参画推進条例施行規則.....	86
資料4 三原市男女共同参画推進本部設置要綱.....	98
資料5 三原市男女共同参画審議会委員.....	100
資料6 三原市男女共同参画プラン(第2次)策定経過.....	101
資料7 男女共同参画に関する国内外の動き.....	102
資料8 用語解説.....	105

用語解説について

本計画の文中において、用語解説が必要な語句については*印を付し、巻末の資料8「用語解説」(P105)に掲載しています。

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながらその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる社会です。

我が国においては、国際的な動きと軌を一にし、平成11(1999)年6月に男女共同参画社会基本法*を制定、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みがなされてきました。しかしながら、国際連合から多くの課題が指摘されているほか、働いている女性の6割は、妊娠・出産時に仕事をやめる「M字カーブ問題」*など、未だ多くの問題を抱えているのが現状です。

また、人口減少社会の到来と共に、少子高齢化の進展、労働力人口の減少が起これ、未婚・離婚の増加などによる単身世帯・ひとり親世帯の増加や、地域社会における人間関係の希薄化もみられます。加えて、長期的に低迷を続ける我が国経済は雇用情勢を悪化させ、非正規労働者の増加と貧困や格差の拡大をもたらしています。

このような厳しい現状の中、従来型の社会構造を見直し、男女共同参画を推進して、様々な人材がその能力を十分に発揮していくことが、創造的で持続可能な21世紀型の社会をつくるための最重要課題とされています。

国では、男女共同参画社会基本法施行後10年、2次にわたる基本計画に基づく取組みを行ってきたものの、男女共同参画が十分には進んでいない反省の上に立って、なぜ進まなかったのか原因を明らかにし、実効性のある男女共同参画推進のアクション・プラン*とすることを旨とし、平成22年(2010)12月に第3次男女共同参画基本計画*を策定しました。

各自治体においては、男女共同参画社会基本法に定める地方公共団体の責務として、国や県の動向を踏まえつつ、創意工夫の下、行政施策の中に男女共同参画の視点を組み込みながら、地域特性を活かした施策を推進することが求められています。

本市では、合併した新たな三原市として平成19(2007)年3月に「男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みを推進してきました。また、平成23(2011)年3月には「三原市男女共同参画推進条例」を制定し、市・市民・市民団体・事業者・教育関係者など多様な主体の協働により、家庭生活・仕事・地域その他の社会のあらゆる分野における調和が図られた男女共同参画社会の実現を図っているところです。

「三原市男女共同参画プラン」が平成23(2011)年度をもって満了するに当たり、これまでの成果を継承しつつ、条例の理念に基づき、その後の社会経済環境の変化、現状の課題に対応して、さらなる環境整備や意識啓発など、多様な主体が協働して取り組む、実効性の高い施策を総合的に展開するために「三原市男女共同参画プラン（第2次）」を策定するものです。

国が示す第3次男女共同参画基本計画策定のポイント

目指すべき社会

- ① 固定的性別役割分担意識*をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会



近年の社会の変化

- 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来
- 経済の低迷と閉塞感の高まり
- 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大
- 国際化の進展と国際的な人の移動の増加

【これまで男女共同参画が十分に進まなかった理由】

- ① 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取組みが不十分だった。
- ② 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。
- ③ 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。
- ④ 男女のセーフティネット*や女性の様々な生き方への配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらなかった。

計画策定の留意点

- 1 具体的な数値目標や工程表の設定
- 2 各省が横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携
- 3 国際的な概念や考え方（ジェンダー*等）の重視
- 4 国民の意見の反映等、計画の策定過程の重視

改めて強調すべき視点

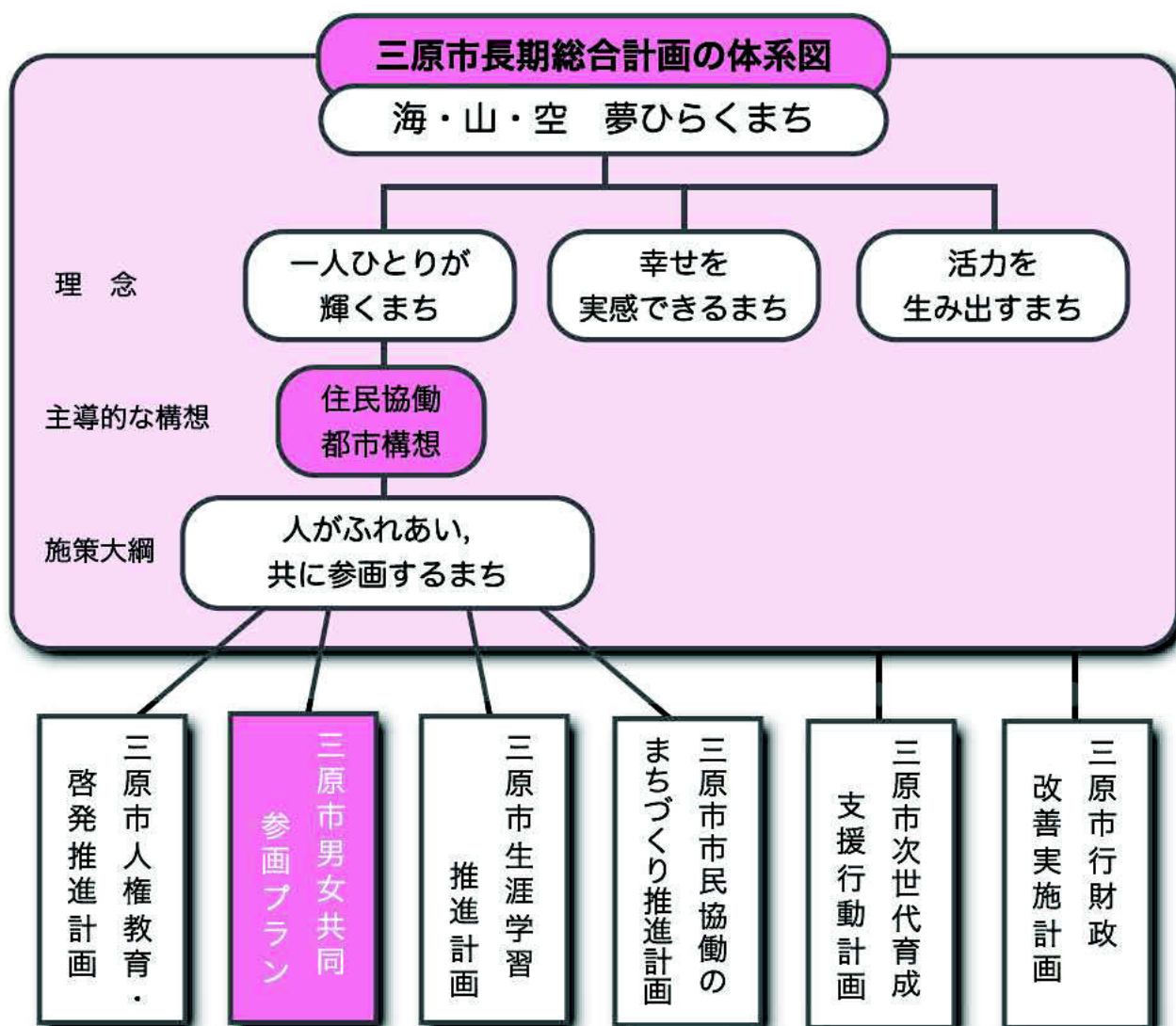
- 1 女性の活躍による社会の活性化
- 2 男性にとっての男女共同参画
- 3 子どもにとっての男女共同参画
- 4 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 6 地域における身近な男女共同参画の推進

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、平成23(2011)年10月に施行された「三原市男女共同参画推進条例」第8条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」に当たります。

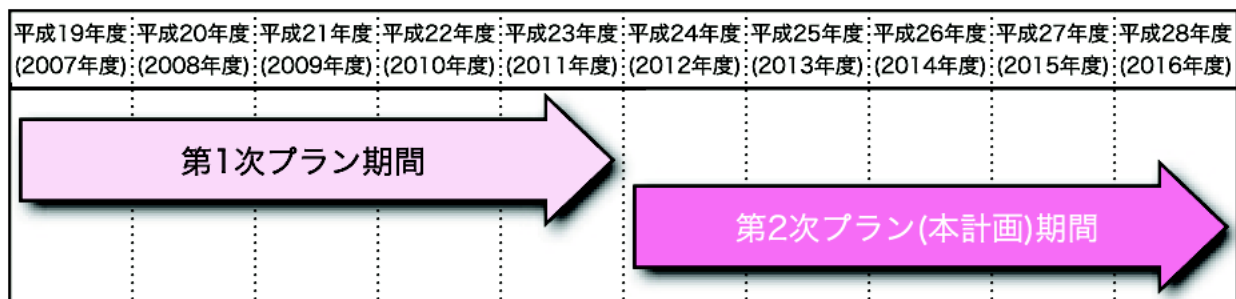
この計画は、平成22(2010)年度に策定された国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「広島県男女共同参画基本計画*(第3次)」の内容を踏まえつつ、三原市の特性を反映して策定するものです。

また、三原市長期総合計画では「人がふれあい、共に参画するまち」として、男女共同参画社会の実現を目指しています。この計画は、総合計画をはじめ「三原市人権教育・啓発推進計画」「三原市生涯学習推進計画」「三原市市民協働のまちづくり推進計画」「三原市次世代育成支援行動計画」「三原市行財政改善実施計画」との整合性を図って策定するものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成24(2012)年度を初年度とし、平成28(2016)年度を目標年度とする5年間とします。



4 計画策定の経過

(1) 市民意識調査の実施

この計画は、三原市が平成23(2011)年9月に実施した「男女共同参画社会における市民意識調査」や、平成21(2009)年1月に実施した「次世代育成支援に関するアンケート調査」の結果を踏まえて、三原市民の意識や実態を考慮して策定しています。

	男女共同参画社会における市民意識調査	次世代育成支援に関するアンケート調査	
調査地域	三原市全域	三原市全域	
調査対象	市内在住の満20歳以上の男女2,000人	市内在住の0歳～小学生の子どもがいる家庭	市内の学校に通学する中学2年生・高校2年生
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出	協力校の全員
調査方法	郵送による配付・回収	郵送による配付・回収	学校での配付・回収
調査期間	平成23(2011)年9月	平成21(2009)年1月	平成21(2009)年1月
配付数	2,000件	4,600件	1,549件
有効回収件数(率)	836件(41.8%)	2,267件(49.3%)	1,443件(93.2%)

(2) 策定体制

この計画の策定にあたっては、「三原市男女共同参画推進条例」第17条に基づく、「三原市男女共同参画審議会」に第2次プランのあり方について諮問し、同審議会の答申を踏まえて、関係部局で構成された「三原市男女共同参画推進本部」で各施策の調整を図り策定しています。

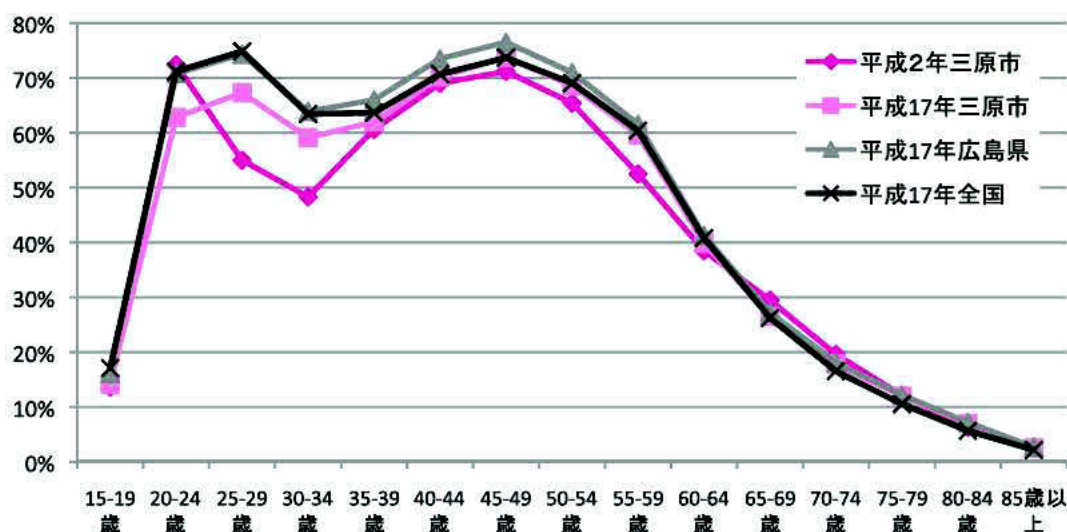
5 男女共同参画をめぐる現状と課題

(1) 三原市の現状

① 女性の就業率

一般的に女性の就業率は、結婚や出産で離職する20代後半から30代に落ち込む傾向が問題とされていますが、平成17(2005)年の国勢調査結果では、本市も全国的な傾向と同様に、働き続ける女性の割合が増えてきています。しかし、本市では国や広島県に比べて、特に若年層の女性の就業率が低い現状も見受けられます。

● 図1：年齢階級別就業率（女性）（各年10月1日現在）〔資料 国勢調査〕



② 出生率

本市の出生率は国や広島県の値より高いものの、強い減少傾向にあり、少子化問題の深刻さを示しています。少子化の解消には、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の実現が求められます。

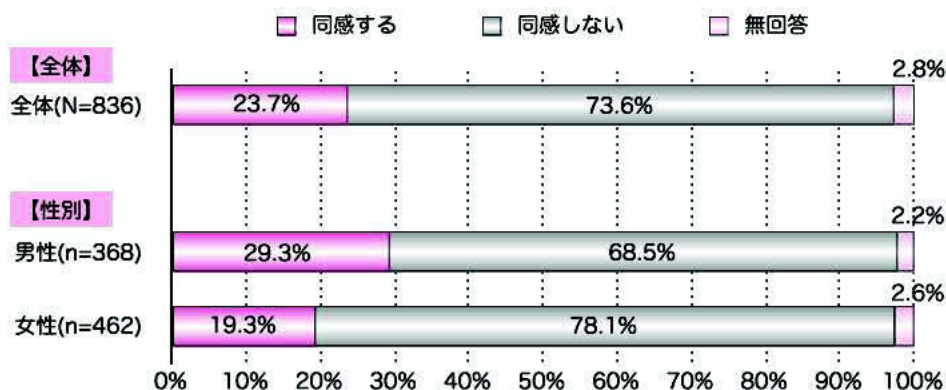
● 表1：合計特殊出生率（バイズ推定値）の推移〔資料 人口動態統計〕

	昭和58年～ 昭和62年	昭和63年～ 平成4年	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年
三原市（新旧）	1.85	1.62	1.54	1.48	1.42
旧本郷町	2.04	1.76	1.58	1.45	
旧久井町	2.03	1.77	1.58	1.49	
旧大和町	2.09	1.96	1.76	1.59	
全 国	1.73	1.53	1.44	1.36	1.31
広島県	1.82	1.62	1.50	1.40	1.39

③ 男女共同参画に関する意識

三原市民の意識調査によると「男は仕事，女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は，5年前の前回調査(23.5%)とほぼ変わらず，23.7%の市民が「同感する」と回答しています。女性よりも男性に，依然としてその意識が強く残っていることも分かり，効果的な意識啓発の必要性がうかがえます。

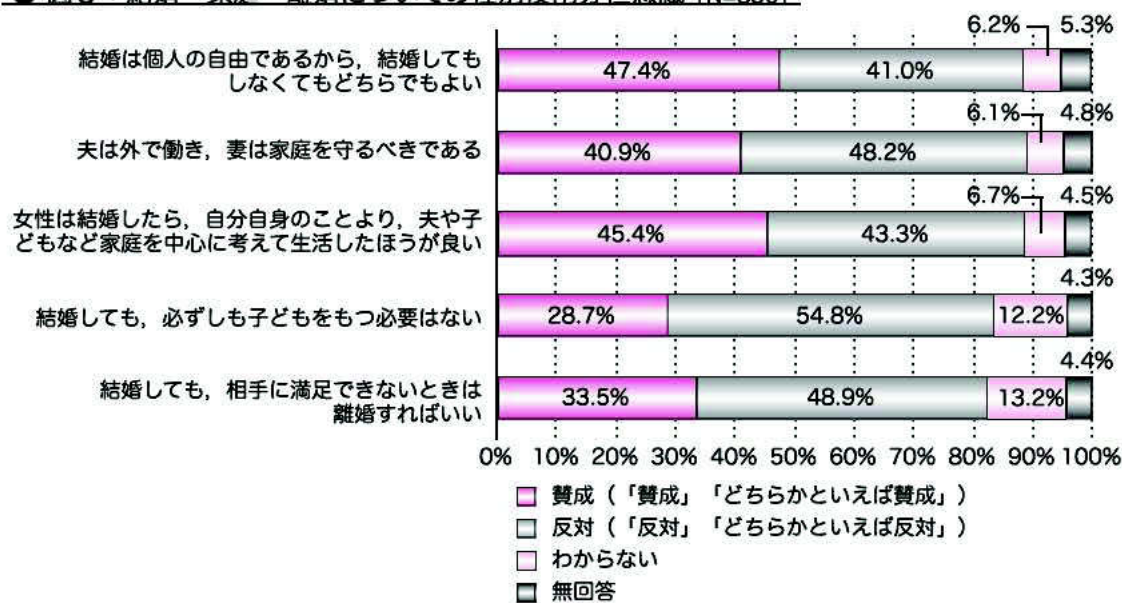
● 図2：「男は仕事，女は家庭」という考え方



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

また，結婚や家庭に関する性別役割分担意識については，「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方に，40.9%の人が「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」としており，男女共同参画意識が定着していない状況がうかがえます。

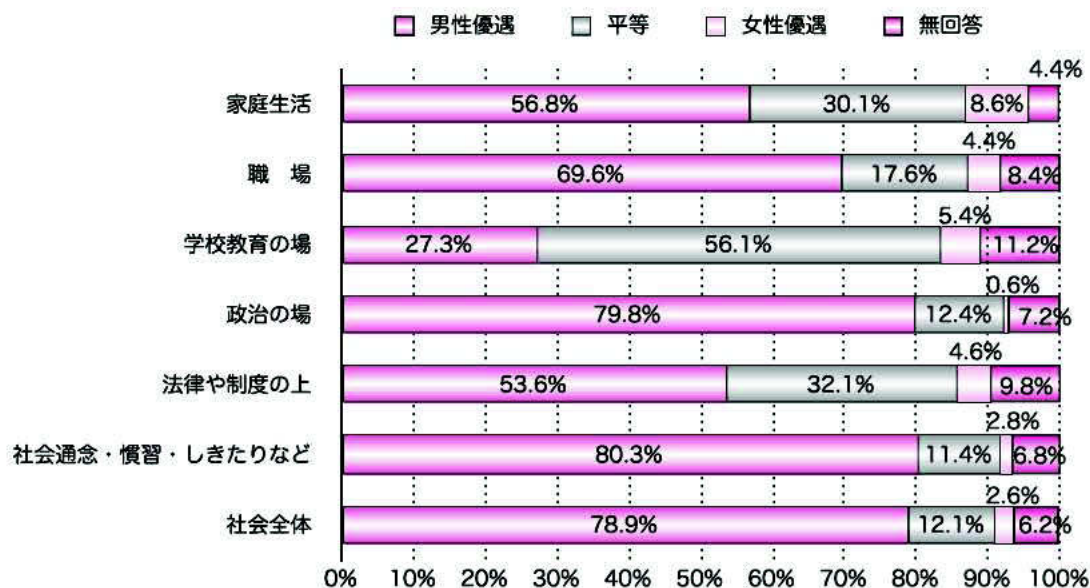
● 図3：結婚・家庭・離婚についての性別役割分担意識 [N=836]



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

さらに、様々な場での男女の地位については、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」、「社会全体」、「職場」などで特に男性が優遇されていると感じている人が多いことが分かります。一方で、「学校教育の場」では他の項目に比べて、男女が平等であると感じる人が多いことが分かります。

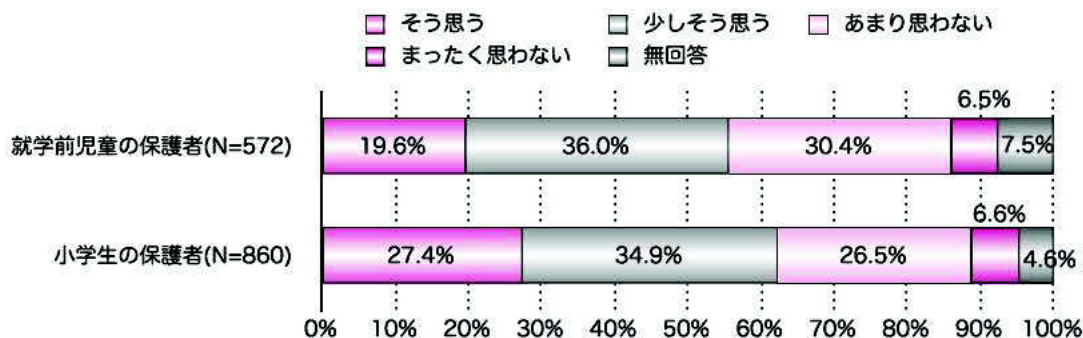
● 図4：社会全体における男女の地位の平等感 [N=836]



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

また、就労している親に仕事と生活のバランスはとれているかをたずねると、「そう思う」あるいは「少しそう思う」という人は、就学前児童の保護者で55.6%、小学生の保護者で62.3%となっていました。

● 図5：仕事と生活のバランスがとれているか

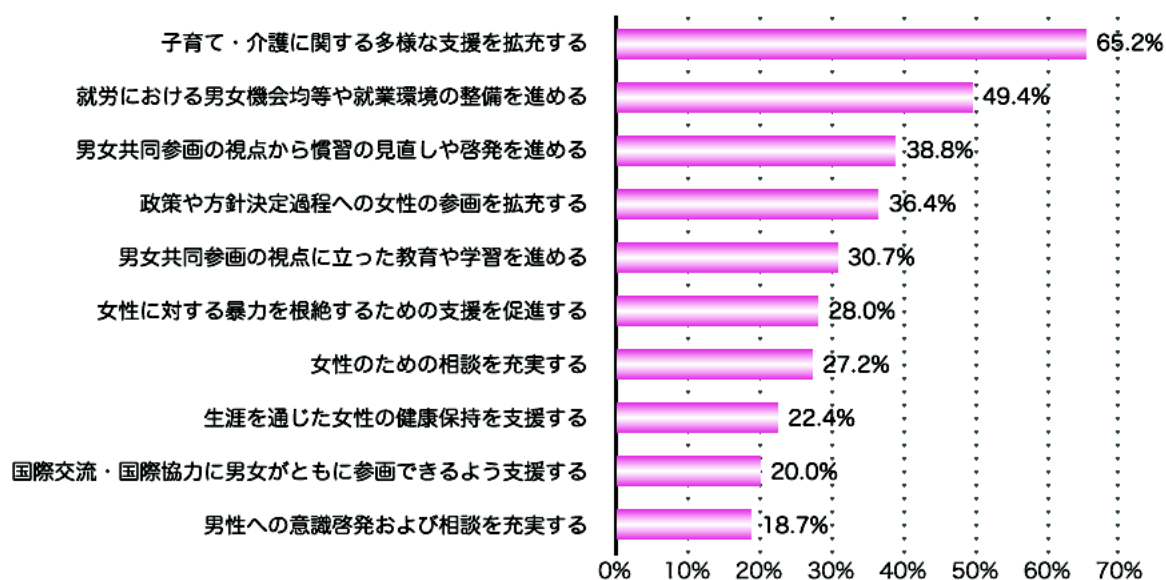


○資料：三原市次世代育成支援に関するアンケート調査結果 [平成20(2008)年]

④ 施策ニーズ

男女共同参画を進めるために市民が三原市に求めている施策は、ニーズの大きいものから順に、「子育て・介護に関する多様な支援(65.2)」、「就労機会均等や就業環境の整備(49.4%)」、「慣習の見直しや啓発(38.8%)」となっています。

● 図6：男女共同参画社会の実現のために力を入れていくべきこと [N=836]



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

(2) 第1次プランの評価

平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5か年で実行された「三原市男女共同参画プラン」の進捗を評価するために、第1次プランで掲げられた数値目標の達成状況を示します。

1 男女共同参画を進めるための人づくり				
指 標		計画策定時の 値(H18年度)	計画満了時の目 標値(H23年度)	実 績 (H23年度)
政策・方針決定過程への女性の参画促進	男女共同参画セミナーの開催	3回	5回	5回
	各種審議会における女性委員の割合	21.7%	30.0%	23.2%
広報・啓発の充実	情報誌『with YOU』の発行	5,000部	45,000部	45,000部

2 男女共同参画を実現するための環境づくり				
指 標		計画策定時の 値(H18年度)	計画満了時の目 標値(H23年度)	実 績 (H23年度)
職場における男女共同参画の推進	農林漁業、商工業など自営業における就労環境改善に向けての研修会・講習会の開催	2回	12回	12回
	家族経営協定*に関する研修会・講習会の開催	0回	6回	15回
	経営に関する研修会・講習会等の開催	5回	12回	12回
家庭における男女共同参画の推進	ドキドキ子育て講座	3講座×2回	3講座×3回	3講座×3回
	乳児保育事業	1カ所	2カ所※	7カ所
	延長保育事業	9カ所	12カ所※	11カ所
	夜間保育事業	0カ所	1カ所※	0カ所
	休日保育事業	0カ所	1カ所※	1カ所
	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育施設型)	0カ所	1カ所※	1カ所
	家庭的保育事業	0カ所	1カ所※	0カ所
	短期預かり支援事業	0カ所	1カ所※	0カ所
地域における男女共同参画の推進	三原市まちづくり支援事業	71団体	100団体※	135団体

3 男女共同参画を支える社会づくり

指 標		計画策定時の 値(H18年度)	計画満了時の目 標値(H23年度)	実 績 (H23年度)
高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	障害者への相談支援事業	10件	38件	47件※
	障害者の福祉施設から一般就労への移行支援	8人	10人	15人※
子どもがのびのび育つ環境づくり	地域子育て支援センターの設置	5カ所	7カ所※	8カ所
	つどいの広場の設置	0カ所	1カ所※	1カ所
	子育て支援総合コーディネーターの配置	なし	実施※	なし
	ファミリーサポートセンターの設置	0カ所	1カ所※	1カ所

目標値の※は、「みはら子育て応援プラン」（平成17(2005)年3月策定）〔計画期間平成17(2005)年度～平成26(2014)年度〕における平成21(2009)年度（中間年次）の目標値です。
実績の※は、平成22(2010)年度の実績値です。

「人づくり」に関しては、セミナーの開催回数や情報誌の発行部数は目標値に達していますが、審議会における女性委員の割合は、あまり改善が見られませんでした。

「環境づくり」に関しては、事業者向けに職場環境を改善するための講習会などの開催はほぼ目標通りに進んでいます。保育サービスの充実については、乳児保育、延長保育、休日保育、病後児保育などは新規整備も含め拡充していますが、夜間保育、家庭的保育、短期預かり支援など実現できていないものもあります。

「社会づくり」については、障害者の相談事業や就労支援の実施は目標以上に進んでいます。子育て支援の拠点整備は進みましたが、コーディネーターの配置は実現していません。

これらの数値目標以外に、「男女共同参画推進条例」の制定と「男女共同参画センター」など拠点の整備の検討も計画の中に記されていました。条例の制定は第1次プランの大きな成果と言えますが、拠点の整備は今後の課題として残されています。

6 計画の基本理念とスローガン

「三原市男女共同参画推進条例」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指して、以下の6つの基本理念を規定しています。この計画は、この基本理念に基づく施策を実施するために策定します。

基本理念 (三原市男女共同参画推進条例第3条)

- 1 男女の人権の尊重
- 2 制度又は慣行が及ぼす影響の配慮
- 3 政策等の立案や決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動との調和
- 5 互いの性についての理解、生涯を通じた健康的な生活等
- 6 国際的協調の下での推進

また、この計画を推進するためのスローガンを以下のように定めます。

三原市男女共同参画推進スローガン
認めあい 共に歩もう 多幸のまち

このスローガンには、三原市らしさを大切にしながら、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、苦勞も喜びも共に分かち合っていくことで、誰もが幸せをしっかりと感じることでできるまちにしていこう、そして、輝かしい未来を切り拓いていこうという、男女共同参画にかける想いが込められています。

7 計画の基本目標

基本目標1 男女共同参画を進めるための人づくり

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことができるように、人材育成に取組み、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

さらに、男女共同参画の意識を育むには、家庭・学校・地域における教育や学習の果たす役割が重要と考え、男女共同参画への理解を深める教育や学習機会の提供、職場における研修などの充実を図ります。

基本目標2 男女共同参画を実現するための環境づくり

男女が性別にとらわれず、様々な活動に共に参画できるように、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる社会制度や慣行を、男女平等の視点に立って見直し、男女共同参画意識の啓発を図ると共に、男女共同参画社会が女性だけでなく男性にも暮らしやすい社会であり、社会の活性化をもたらすという理解を広めるため、継続的で着実な啓発を行います。

また、職場において、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮すると共に、自らの意欲や能力を高め、活躍の場を広げるチャレンジを支援していきます。そして、男女が安心して子育てや介護の責任を果たし、仕事と家庭生活・地域活動の調和が図られるよう、多様な働き方を可能とするための支援の充実や、男性を含めた働き方の見直しなど、環境を整えることで、男性の地域活動への参画を促進し、男女の地域社会への貢献を進めると共に、今まで女性の参画が少なかった分野における女性の参画を促進します。

さらに、男女間の暴力の根絶に向けた取組みを進め、被害者の精神的負担を軽減するための相談しやすい環境づくりに努めます。

基本目標3 男女共同参画を支える社会づくり

男女が共に生涯にわたって健康に暮らすことができるよう、健康づくりの支援を進めると共に、高齢者が積極的に社会に参画して安心して暮らせるような環境づくりを推進します。

また、子育て中の男女が安心して生活することができるように、子どもがのびのびと健全に育つ環境づくりを推進します。

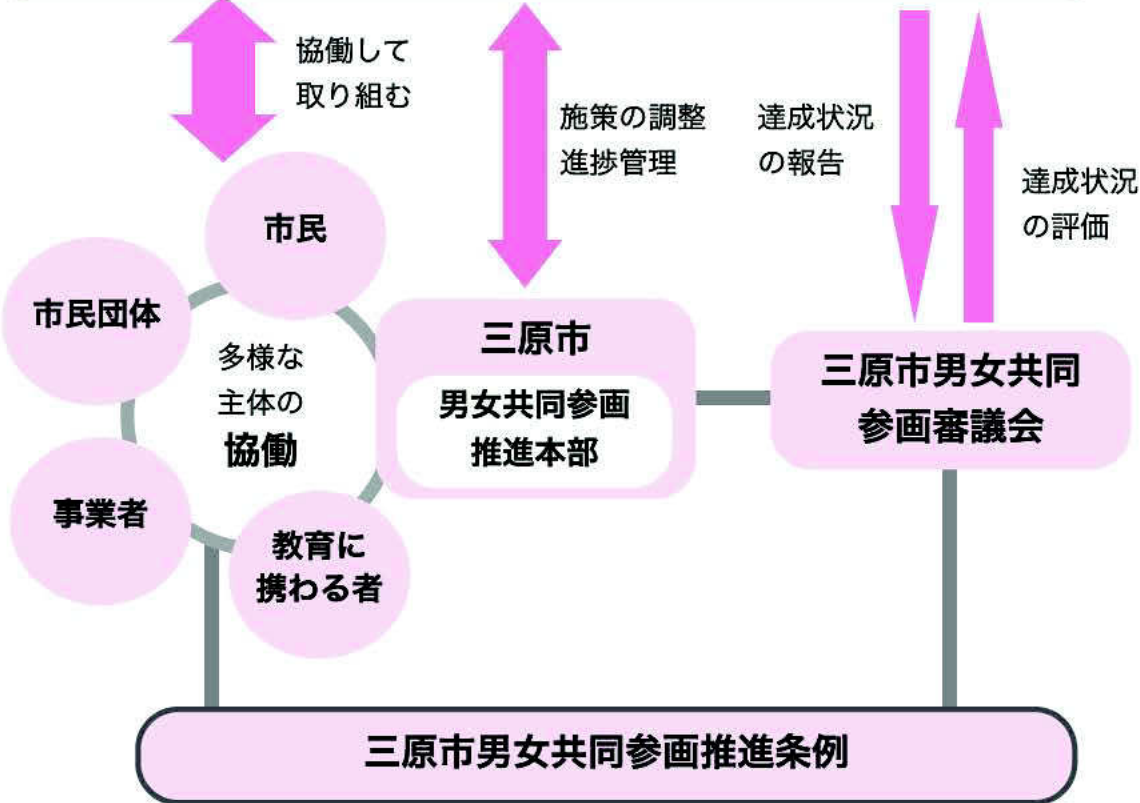
さらに、男女共同参画に関する取組みは国際的な動きと連動しているため、国際交流や国際理解を促進し、国際社会の一員としての男女共同参画の推進を図ります。

認めあい 共に歩もう 多幸のまち

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 資料編

実現を目指す男女共同参画社会

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、多様な主体の協働によりあらゆる分野における活動の調和が図られた社会



8 計画の重点事業

(1) 教育・啓発活動の充実

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりの意識改革が重要です。これまで、情報誌『with YOU』の発行や市の広報、ホームページによる啓発、出前講座の実施など、様々な機会を利用して啓発活動を実施してきました。

男女共同参画の意識を育むためには、幼少期からの教育が大事であるとの視点に立ち、学校教育などにおける男女共同参画に関する教育を充実させます。

また、男女平等に関する価値観・考え方や、男女共同参画に関わる生活課題は、各世代により異なるため、多様な世代のニーズに応えられるよう、世代別教育プログラムを整備・充実し、それぞれの世代に応じた教育・啓発活動の充実を図ります。

【重点事業1】 学校教育における男女共同参画に関する教育の充実 (P27)

【重点事業2】 世代別教育プログラムの整備・充実 (P27)

(2) 市民リーダーの育成

本市では、行政と市民による協働のまちづくりを推進しており、地域組織やNPOなど多くの組織・団体がまちづくりに参加・参画する体制が整備されています。そして、各組織・団体が、それぞれの立場で、まちづくりの実践活動や課題についての学習を推進しています。

今後、男女共同参画を推進する上で、このような多様なまちづくりの活動とつながりを持ち、それぞれの集まり・活動の中で男女共同参画の視点を学び、取り入れることが重要です。

男女共同参画を推進する女性リーダーの人材育成講座を開催し、修了者を女性委員候補者リストに掲載することで、本市における各種審議会などへの女性委員の登用を促進します。

【重点事業3】 審議会等の女性委員候補者リストづくり (P22)

(3) 女性の仕事と生活の調和

女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、単に労働力を増やすだけでなく、グローバル化*や消費者ニーズが多様化する中で、新たな価値の創造を促し、社会の活性化につながると考えられます。

女性労働者の就業能力を高めるため、生きがいや自己実現につながる職業選択を促すための意識啓発・情報提供・能力開発などを推進していきます。また、女性が働き続けていく上での悩みや心配を相談できるしくみをつくり充実させます。

同時に、仕事と育児や介護を両立させるための支援をさらに推進します。特に病気などの急なニーズに対応するために、病児・病後児の保育サービスを行うと共に、ファミリー・サポート・センターなど、地域での助け合いのしくみを充実させ、母親も安心して就労できる環境をつくります。

【重点事業4】 いきいきと働くためのチャレンジ支援や相談体制等の充実 (P36)

【重点事業5】 就労を支える地域の助け合い（共助）の推進 (P67)

(4) 男性の仕事と生活の調和

厳しい経済情勢の下での働き方の二極化や、雇用状況が悪化する中、働き手や稼ぎ手は男性で、女性は家庭を守る、または家計の補助的に働くという固定的な性別役割分担意識は、社会全体の健全な発展を阻害するものでもあります。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が図られ、家庭や地域に男性が参画できる社会は、男性にとっても健康的で多様な自己実現を可能にします。

男性の家庭生活などへの参画を進めるには、まず事業所に対して、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度*の普及を一層働きかける必要があります。また同時に、男性を対象とした家事・育児・介護などの講座を工夫し、事業所や地域で実施するなど、参加しやすさに配慮して参加者層を広げます。従来の料理や育児だけでなく、介護に関する男性向け講座も企画開催し、介護に直面する男性を支援します。

【重点事業6】 事業所への「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の啓発 (P35, P41)

【重点事業7】 男性の家事・育児・介護講座の効果的な開催 (P41)

9 施策の体系

基本目標

1 男女共同参画を進めるための人づくり

施策	主要事業
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①人材育成の充実 ②審議会等における女性の参画促進
(2) 教育・学習の推進	①人権教育・啓発の推進 ②学校教育における男女共同参画に関する教育の推進 ③教育・学習機会の充実

基本目標

2 男女共同参画を実現するための環境づくり

施策	主要事業
(1) 広報・啓発の充実	①広報・啓発活動の充実 ②情報の収集・発信の充実
(2) 職場における男女共同参画の推進	①育児・介護休業制度等の普及・啓発 ②男女のチャレンジ支援 ③農林漁業、商工業など 自営業における男女共同参画の推進 ④相談や苦情への対応
(3) 家庭における男女共同参画の推進	①男性の家事・育児・介護等への参画促進 ②保育サービスの充実(仕事との両立支援) ③ひとり親家庭の自立支援
(4) 男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進	①相談体制の充実 ②DV*の防止と被害者保護の推進 ③セクシュアル・ハラスメント*等の防止
(5) 地域における男女共同参画の推進	①コミュニティ活動の活性化 ②地域、防災、環境その他の分野における参画促進 ③女性団体のネットワークづくり

基本目標

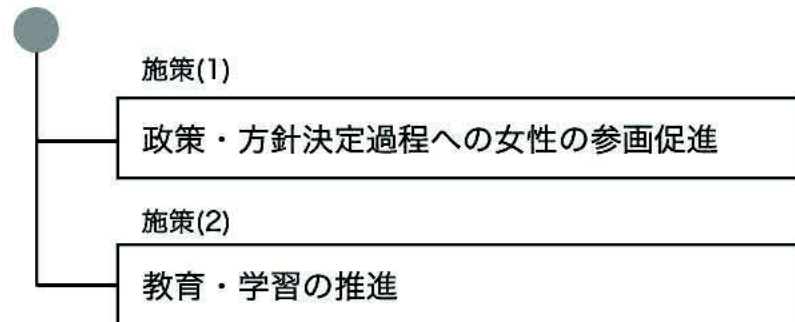
3

男女共同参画を支える社会づくり

	施策	主要事業
(1)	市民団体等との協働による男女共同参画の推進	①市民団体等との協働 ②出前講座の充実 ③男女共同参画に関する講座の開催
(2)	生涯を通じた健康づくり支援	①健康教育・健康相談・健康診査等の充実 ②健康づくり支援 ③安心・安全に妊娠・出産できる環境整備 ④地域医療の充実 ⑤生涯スポーツの推進
(3)	高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	①高齢者等の社会参加の促進 ②介護予防等の推進 ③地域生活の支援
(4)	子どもがのびのび育つ環境づくり	①地域における子育て支援の充実 ②子どもの健全育成の推進 ③安心して子どもが育つ環境整備
(5)	国際交流や国際協力の取組みの推進	①国際理解・異文化理解の促進 ②国際交流の充実

基本目標 1

男女共同参画を進めるための人づくり



男女共同参画の推進には、市民一人ひとりの中にある固定的性別役割分担意識など、男女共同参画を阻害している要因を取り除くための教育・学習の充実が必要です。

そのため、学校教育において男女共同参画意識を育む教育の充実を期すと共に、社会教育分野においても、人権教育・啓発や生涯学習活動などを通じて、男女共同参画について学ぶ機会の充実を図ります。

また、政策・方針決定過程への女性の積極的参画を促進するための女性リーダーの育成などに重点的に取り組みます。

施策(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現状と課題

◇ 市民意識調査結果から

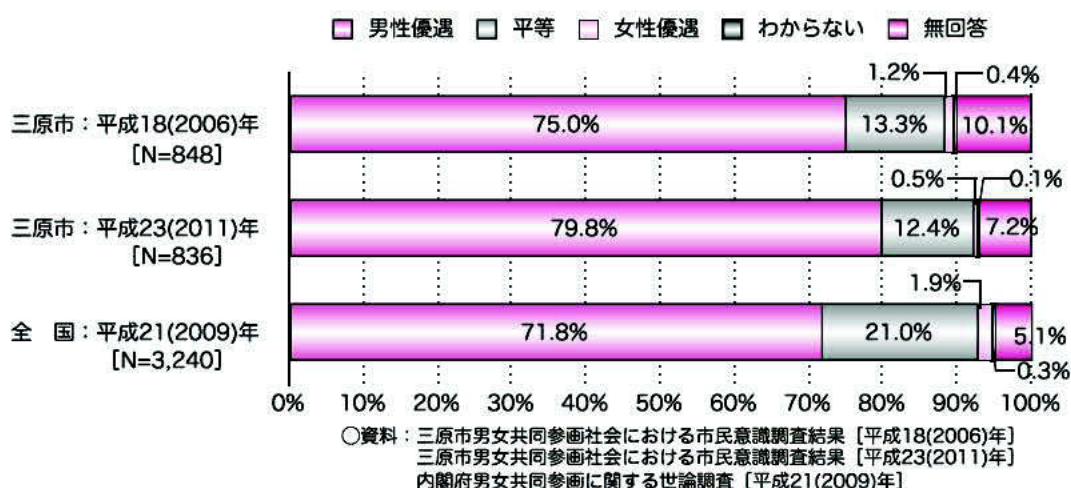
- 政治の場における男女の地位について、平成23(2011)年調査では、「男性が優遇されている」と回答した人が79.8%を占めており、平成18(2006)年の75.0%と比較して4.8ポイント上昇しています。また、平成21(2009)年の全国調査では「男性が優遇されている」と回答した人は71.8%となっており、全国データとの比較においても「男性が優遇されている」と感じている人が多い結果となっています。(図7)

- 政策・方針決定の過程に女性が進出していない理由としては、「男性優位の組織運営（56.9%）」や「家庭・地域・職場における性別役割分担（34.8%）」などの理由が多く見られました。また、「女性側の積極性が十分でない」という理由も31.5%を占めており、政策や方針決定過程へ積極的に参画できる女性リーダーの育成が求められます。（図8）
- 男女共同参画社会の実現のために、今後、力を入れていくべきこととして、「子育て・介護に関する多様な支援を拡充する」という意見が最も多く65.2%を占めていました。また、「政策や方針決定過程への女性の参画を拡充する」という意見が36.4%あり、平成18(2006)年よりも4.6ポイント上昇していました。（図6）＜再掲＞

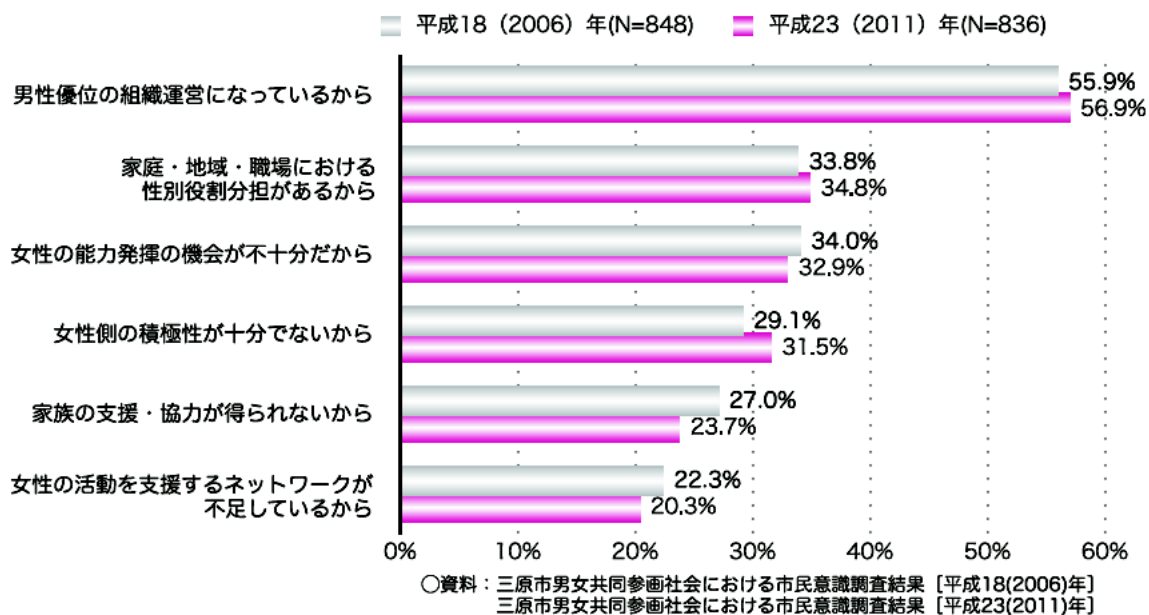
◇ 第1次プランを実施しての課題

- 人材育成の充実については、研修会や講習会には多くの市民の参加がありました。男女共同参画セミナーについては、目標年度よりも早く年間目標回数を達成することができました。一方で、研修会やセミナーへの男性参加者は少なく、周知方法などに課題が残りました。
- 各種審議会などにおける女性委員の割合は、平成18(2006)年21.7%に対して平成23(2011)年23.2%で、1.5ポイントの上昇にとどまっており、平成23(2011)年の計画目標値30.0%に達しませんでした。引き続き、関係課、関係機関に働きかけると共に人材育成を図る必要があります。

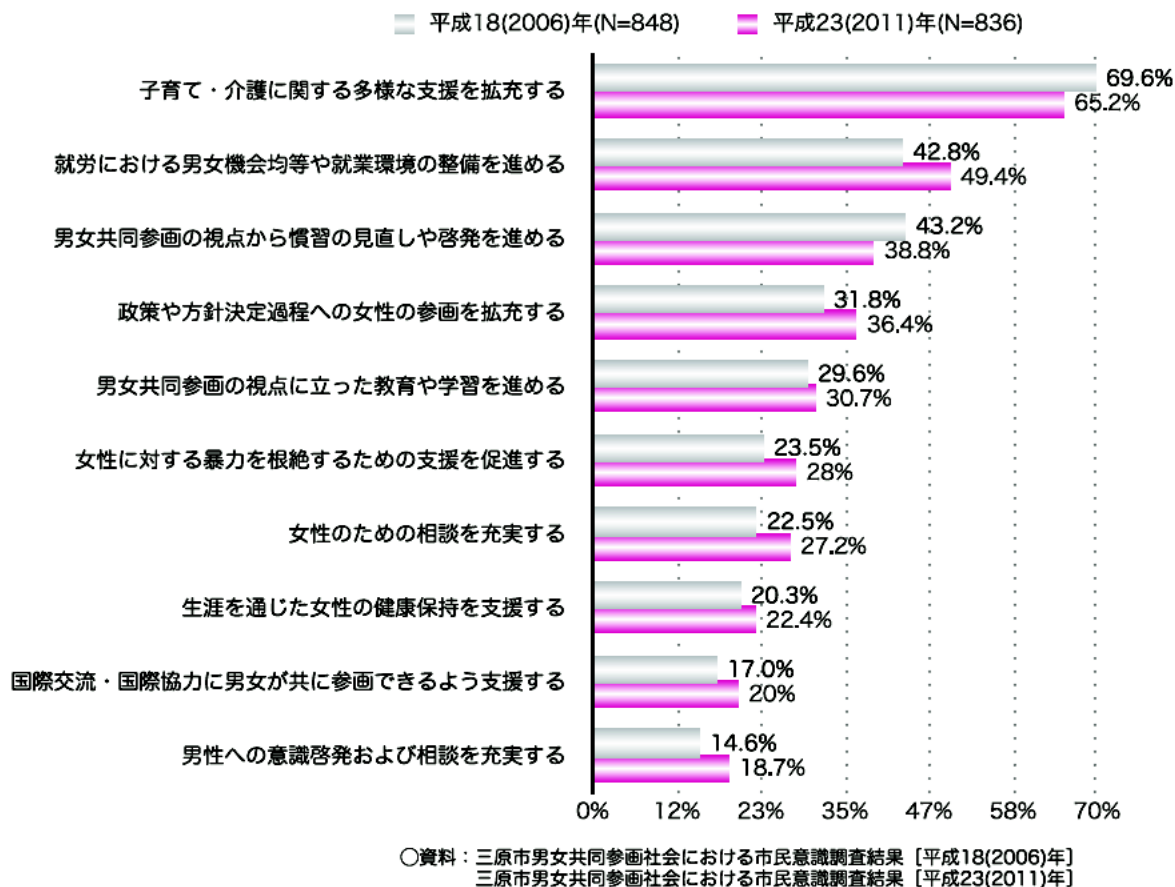
● 図7：政治の場における男女の地位



● 図8：政策・方針決定の過程に女性が進出していない理由



● 図6：男女共同参画社会の実現のために力を入れていくべきこと<再掲>



施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課												
① 人材育成の充実																
女性リーダーの育成	<p>重点事業3</p> <p>審議会などの委員をはじめ、政策・方針決定の場に参画できる女性の人材を育成するため、「女性リーダー育成塾（仮称）」の開催など学習機会の充実を図ります。</p> <p>また、審議会など、政策・方針決定の場に参画できる女性委員候補者のリストに、育成塾受講者を登録し、活用促進を図ります。</p> <p>さらに、女性リーダー育成塾受講者が中心となり、まちづくりの様々な分野において、男女共同参画の考え方に基づいた意識啓発や活動を推進するためのコーディネートを行います。</p> <p>●女性リーダー育成塾（仮称）の開催</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>→</td> <td>目標値(H28)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>1回以上</td> </tr> </table> <p>●女性委員候補者リストの作成</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>→</td> <td>目標値(H28)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>25人</td> </tr> </table>	現状値(H23)	→	目標値(H28)	—		1回以上	現状値(H23)	→	目標値(H28)	—		25人	実施	拡充	青少年女性課
現状値(H23)	→	目標値(H28)														
—		1回以上														
現状値(H23)	→	目標値(H28)														
—		25人														
男女共同参画セミナーの開催	<p>男女共同参画社会の理解を広めると共に、人材育成の場としてセミナーを開催します。また、男性の参加を促進します。</p> <p>●市民企画の「三原いきいきセミナー」の開催</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>→</td> <td>目標値(H28)</td> </tr> <tr> <td>207人</td> <td></td> <td>255人以上</td> </tr> </table>	現状値(H23)	→	目標値(H28)	207人		255人以上	実施	継続	青少年女性課						
現状値(H23)	→	目標値(H28)														
207人		255人以上														
② 審議会等における女性の参画促進																
各種審議会における女性の参画促進	<p>審議会などへ積極的に女性を登用するよう、関係課、関係機関などへ積極的に働きかけます。また、女性のいない審議会などの解消に努めます。</p> <p>●各種審議会における女性の参画促進</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>→</td> <td>目標値(H28)</td> </tr> <tr> <td>23.2%</td> <td></td> <td>30%以上</td> </tr> </table>	現状値(H23)	→	目標値(H28)	23.2%		30%以上	実施	拡充	職員課 青少年女性課						
現状値(H23)	→	目標値(H28)														
23.2%		30%以上														

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
女性リーダー育成塾（仮称）の開催	—	1回以上
女性委員候補者リスト新規登録者数	—	25人
男女共同参画セミナーの参加者数	207人	255人以上
各種審議会における女性委員の割合	23.2%	30%以上
政治の場における男女の地位が平等だと感じる人の割合	12.4%	20%以上

施策(2) 教育・学習の推進

現状と課題

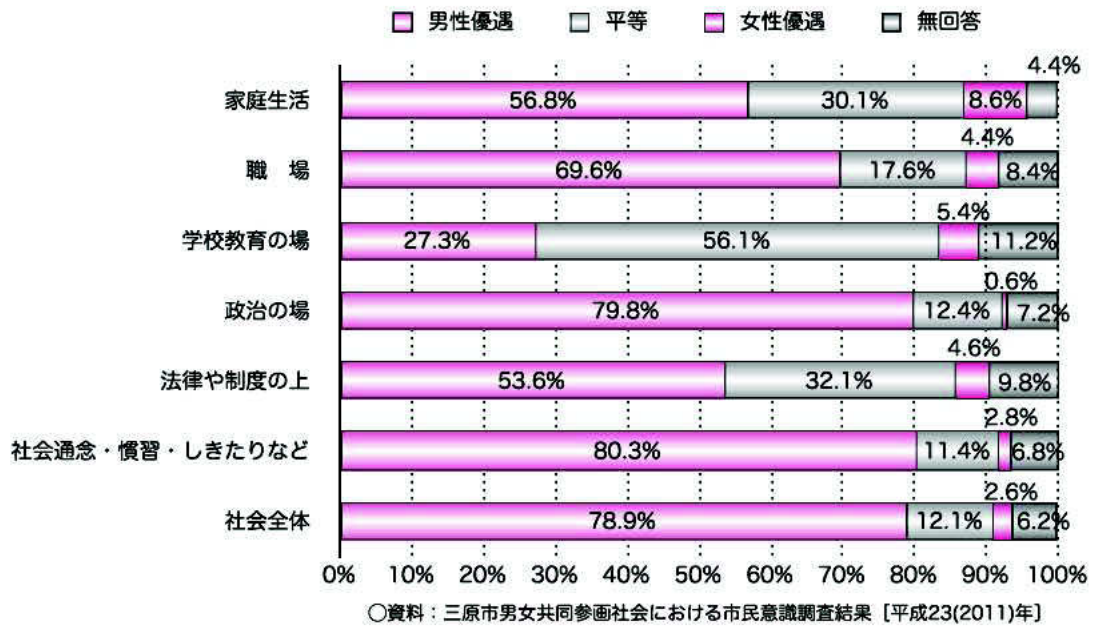
◇ 市民意識調査結果から

- 分野別に見た男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたり」や「政治の場」では約8割の人が「男性優遇」と回答しています。また、「職場」においても約7割の人が「男性優遇」と回答しており、このような分野で、特に男女平等が進んでいない状況がみられます。(図4) <再掲>
- 学校教育における男女平等に関する教育について、「行われている」と回答した人は平成18(2006)年42.3%に対して、平成23(2011)年47.1%と4.8ポイント上昇しています。(図9)
また、学校教育の場における男女平等感においても、「平等」と回答した人が56.1%を占め、他分野と比較して男女平等が進んでいる傾向がみられましたが(図10)、平成18(2006)年調査(57.5%が「平等」と回答)と比較すると1.4ポイント下降しており、全国調査との比較においても「平等」と回答した人が少ないことなどから、今後さらに学校教育の場で、男女平等に関する教育を充実させる必要があります。(図10)
- 小・中・高等学校で男女平等を推進していくために行うとよいこととしては、「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする」、「男女平等の意識を育てる授業をさらに充実する」などの項目が、平成18(2006)年と比較して高くなっていました。(図11)

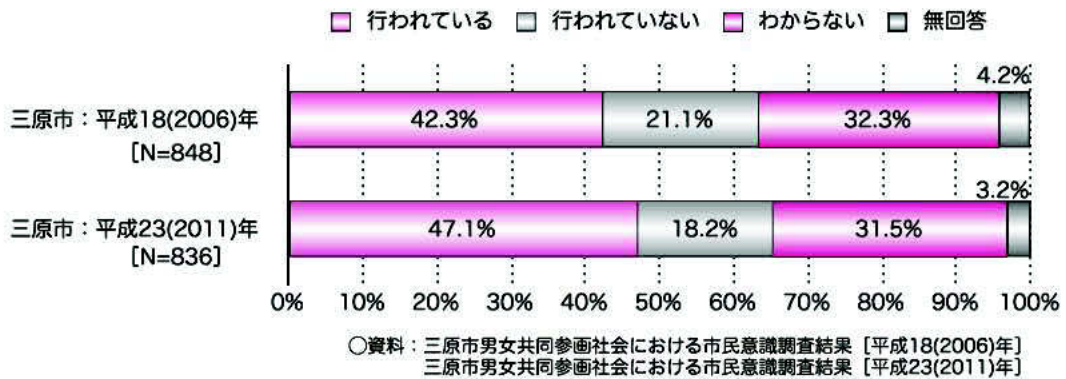
◇ 第1次プランを実施しての課題

- 人権教育・啓発の推進については、啓発用パンフレットの作成・配布や、啓発用DVDを購入し貸し出しを行ったほか、町内会などへ人権啓発指導員を派遣して啓発活動を行うなど、積極的な啓発活動を推進しました。今後は、さらに市ホームページなどで、DVDの貸し出しや指導員派遣制度についての周知を図る必要があります。
- 学校教育においては、道徳の時間やキャリア教育などを通じて、男女平等意識の醸成に努める必要がありますが、新学習指導要領の内容に即した年間計画を作成し、計画的に推進することが求められています。

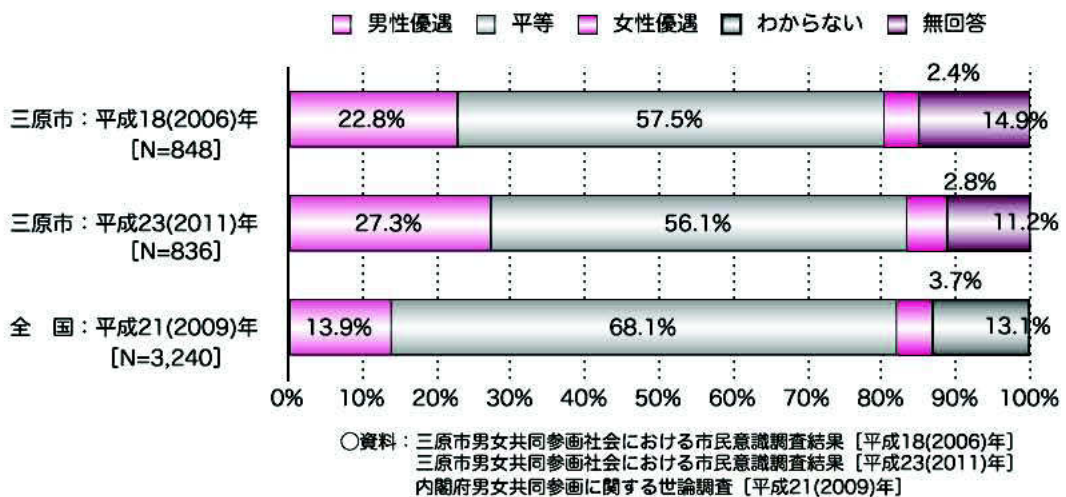
● 図4：社会全体における男女の地位の平等感 [N=836]



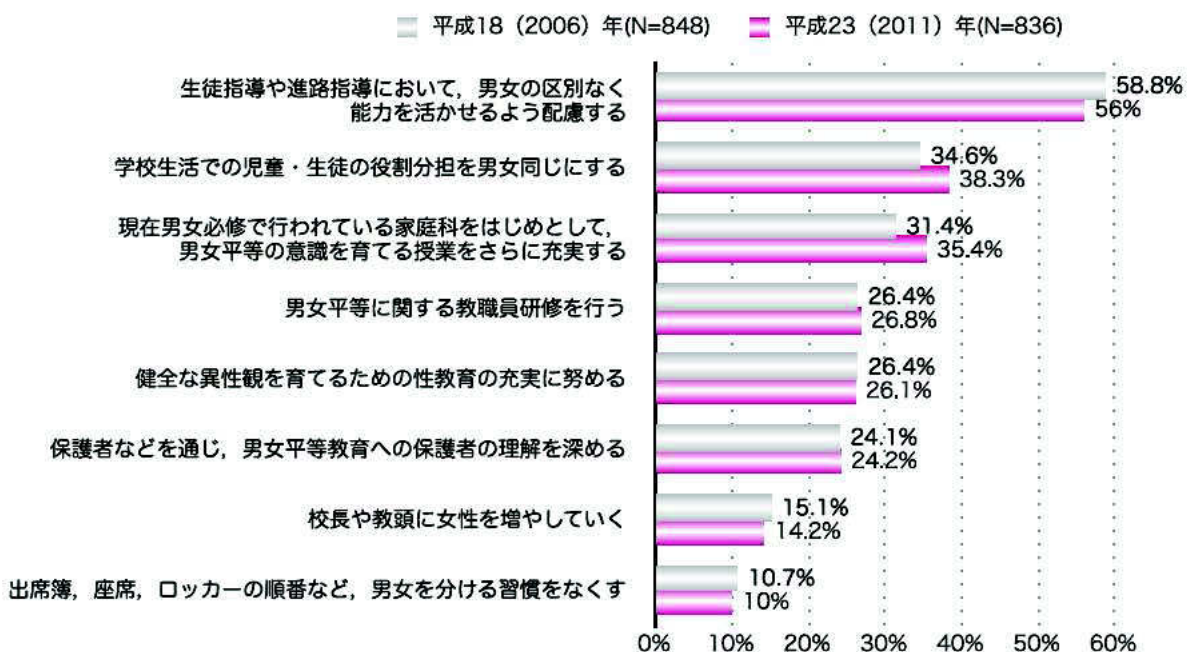
● 図9：学校教育における男女平等に関する教育



● 図10：学校教育における男女の地位の平等感



● 図11：小・中・高等学校で男女平等を推進していくために行うとよいこと



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成18(2006)年]
三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
① 人権教育・啓発の推進				
家庭における人権教育・啓発の推進	家庭における人権教育が推進されるよう、家庭教育に関する情報提供を行います。 ●人権啓発冊子などの配布・啓発ビデオの貸出	実施	継続	生涯学習課 人権推進課
地域における人権教育・啓発の推進	各町内会、各事業所などが行う学習会や研修会へ人権啓発指導員を派遣し、住民一人ひとりの人権尊重の意識を高めるための啓発活動を行います。 ●地域への人権啓発指導員の派遣 ●人権啓発冊子などの配布・啓発ビデオの貸出	実施	継続	人権推進課
	地域において人権に関する教育、啓発に取り組むことができるよう社会教育団体の活動やボランティア活動への支援を行います。	実施	継続	生涯学習課 人権推進課
学校等における人権教育・啓発の推進	学校、幼稚園、保育所などにおいては、あらゆる教育活動を通じて人権教育を行います。 ●人権意識を高めるための、体験・参加型学習の導入	実施	継続	学校教育課 子育て支援課 人権推進課

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
② 学校教育における男女共同参画に関する教育の推進 重点事業1				
男女平等を推進する教育・学習の充実	乳幼児時期から子どもの発達段階に応じ、男女平等の意識を育てる教育を行います。 学校教育においては、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画を作成し実施します。 また、保育士や教員に対して、男女平等意識を育成するための研修を実施し、資質の向上に努めます。	実施	拡充	子育て支援課 学校教育課
多様な選択を可能にする教育の充実	子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活などについて、性別にとらわれず多様な選択ができるよう、指導の充実を図ります。 また、小中連携による指導計画の作成を推進します。	実施	拡充	学校教育課
教材や指導資料等の調査・研究	教材や指導資料、教育内容について男女共同参画の視点で調査・研究を行うと共に、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画を作成し実施します。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状値(H23)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標値(H28)</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">整備</div> </div>	実施	拡充	学校教育課
③ 教育・学習機会の充実				
多様な学習機会の提供	中央公民館をはじめとする社会教育施設が連携し、各種の生涯学習の機会を積極的に提供します。	実施	継続	生涯学習課
学習活動への参加の推進	職業をもつ男女、育児中の女性など誰もが参加しやすいように、託児の充実や時間帯や場所の工夫に努めます。	実施	継続	生涯学習課 青少年女性課
男女の家事・育児・介護能力の育成	関連する各種講座などの中で、男女の家事・育児・介護能力の向上を図るためのプログラムを組み入れます。	実施	拡充	保健福祉課 生涯学習課 青少年女性課
世代別教育プログラムの整備・充実	重点事業2 子育てや家事の分担、介護など、男女共同参画を考える生活課題は、世代によって異なっており、また、男女平等などに関する意識や価値観も世代間で異なることから、多様な世代に適した教育プログラムを整備・充実させ、関係団体などにおける利用促進を図ります。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状値(H23)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標値(H28)</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">整備</div> </div>	—	新規	生涯学習課 青少年女性課

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
新学習指導要領の内容に即した指導計画の作成	—	整備
男女共同参画に関する世代別教育プログラムの整備・充実	—	整備
社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合	12.1%	25%
学校教育における男女の地位が平等だと感じる人の割合	56.1%	65%

第1章

第2章

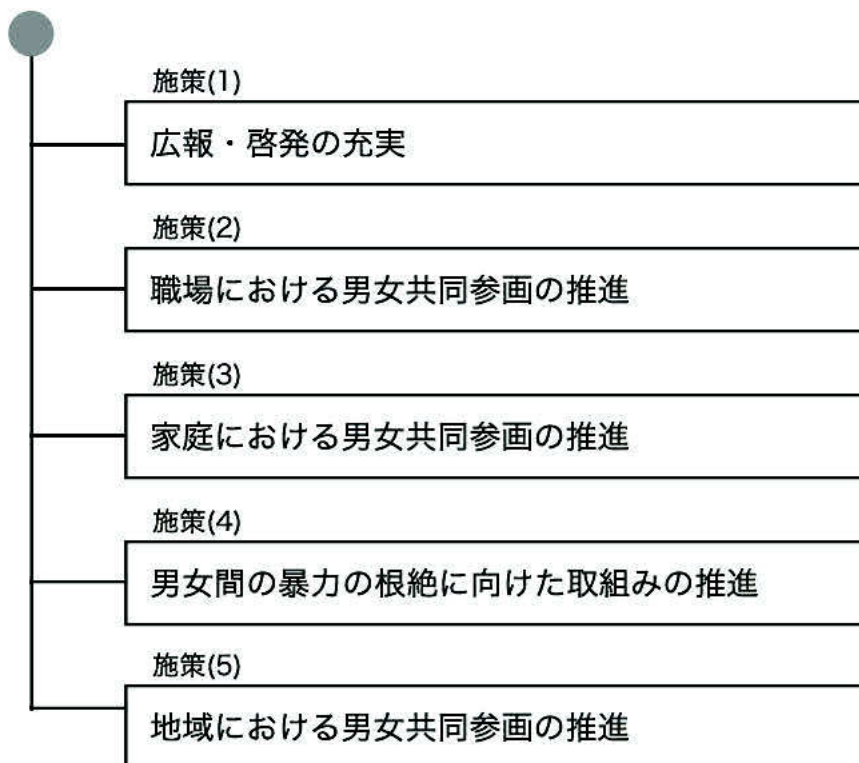
第3章

第4章

資料編

基本目標2

男女共同参画を実現するための環境づくり



市民一人ひとりが男女共同参画についての意識を高め、家庭、職場、地域など社会生活のあらゆる分野において、男女共同参画社会を実現するための環境づくりを推進します。

職場環境の改善については、国の法整備などは進んでいるものの、長時間労働や育児・介護休業制度利用者の伸び悩み、長引く不況による非正規労働者の増加など、多くの問題を抱えています。また、職場における男女の地位の平等感についても、男性優遇の実態が続いていることなどから、男女が対等な構成員としてそれぞれの個性や能力を十分に発揮すると共に、多様な働き方を可能とする環境の創出を促進する必要があります。

家庭においては、様々な生活場面における女性の役割分担の実態と、理想の姿との大きなギャップが指摘されていることから、家事や育児、介護などにおいて男性の参画を促進し、男女の役割分担の改善に努めます。

また、DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など性差による人権侵害が増加する中、関係機関の連携の下、様々な暴力を根絶するための環境整備を促進します。

地域活動への参加意識が年々薄れ、地域の間人関係が希薄になる中、男女を問わず市民自らが住みやすい地域づくりのために、様々な地域活動や行事に参画できるような環境整備を進めます。

施策(1) 広報・啓発の充実

現状と課題

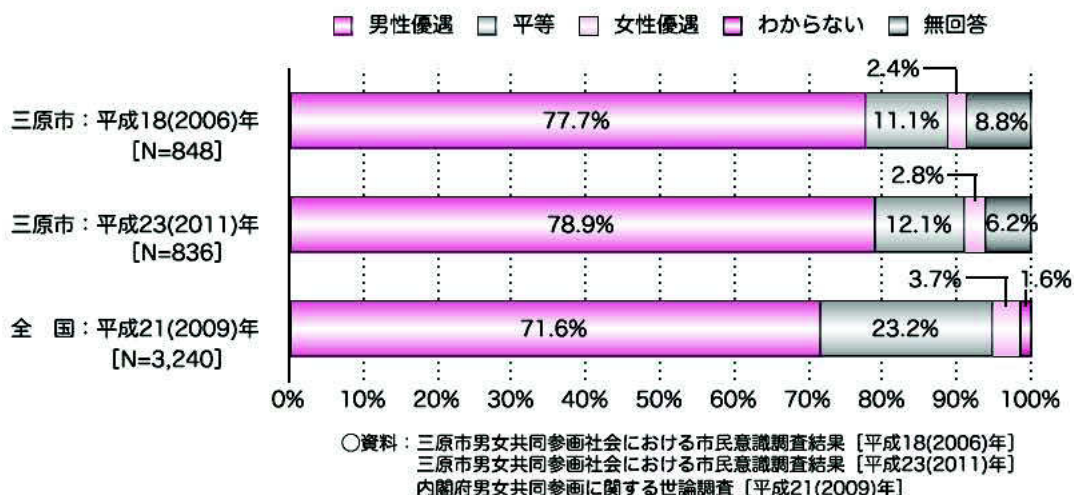
◇ 市民意識調査結果から

- 平成23(2011)年調査では、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性優遇」と感じている人が78.9%で、平成18(2006)年(同77.7%)と比較して1.2ポイント上昇していました。また、「男女平等」と回答した人は12.1%にとどまっており、全国調査23.2%と比較して11.1ポイント低い状況にあり、広報・啓発が進んでいない様子が見えられます。今後、男女共同参画に関する広報や意識啓発の一層の充実を図る必要があります。(図12)

◇ 第1次プランを実施しての課題

- 情報誌『with YOU』の発行については、目標発行部数の45,000部を達成することができました。今後は、より多くの市民に見てもらえるよう、配布方法の検討を行うほか、編集委員の公募などにより、内容の一層の充実を目指す必要があります。
- 「広報みはら」に三原市男女共同参画推進条例の特集を掲載したほか、市のホームページ、広報紙、啓発パンフレットなどを活用して、広報・啓発活動に努めました。また、エソール広島の情報や関連情報を関係者に提供するなど、情報提供機会の充実を図りました。啓発パンフレットの充実などを行い、今後も継続して広報・啓発活動を推進する必要があります。

● 図12：社会全体における男女の地位の平等感



施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課					
① 広報・啓発活動の充実									
情報誌『with YOU』の発行	男女共同参画社会の実現を目指す情報誌を発行します。より多くの人目に留まるようPRに努めます。	実施	継続	青少年女性課					
あらゆる機会における広報・啓発活動の充実	広報紙、市のホームページ、その他各種情報誌、啓発紙などあらゆる機会、媒体を活用して「三原市男女共同参画プラン」について広報・啓発を推進し、「男女共同参画社会」の理念や内容の普及・啓発に努めます。	実施	継続	青少年女性課					
	広報紙、市のホームページで「三原市男女共同参画プラン」の広報・啓発をし、広報人権啓発シリーズのコーナーで、内容の普及・啓発をします。	実施	継続	秘書広報課					
	協働の担い手となる団体などの活動情報、まちづくりや協働事業の情報などを集約し共有できる市民協働ホームページを活用し、効果的な広報活動を行います。 ●市民協働ホームページの充実 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #f0f0f0;">現状値(H23)</td> <td style="font-size: 2em;">➔</td> <td style="background-color: #f0f0f0;">目標値(H26)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">54団体</td> <td></td> <td style="text-align: center;">120団体</td> </tr> </table>	現状値(H23)	➔	目標値(H26)	54団体		120団体	実施	拡充
現状値(H23)	➔	目標値(H26)							
54団体		120団体							
② 情報の収集・発信の充実									
情報の収集・提供と市民意識の把握	男女共同参画に関する各種情報の収集・提供、定期的な調査実施などによる市民意識の把握を行います。	実施	継続	青少年女性課					

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
市民協働ホームページへの登録団体数	54団体	120団体(H26)
社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合(再掲)	12.1%	25%

施策(2) 職場における男女共同参画の推進

現状と課題

◇ 市民意識調査結果から

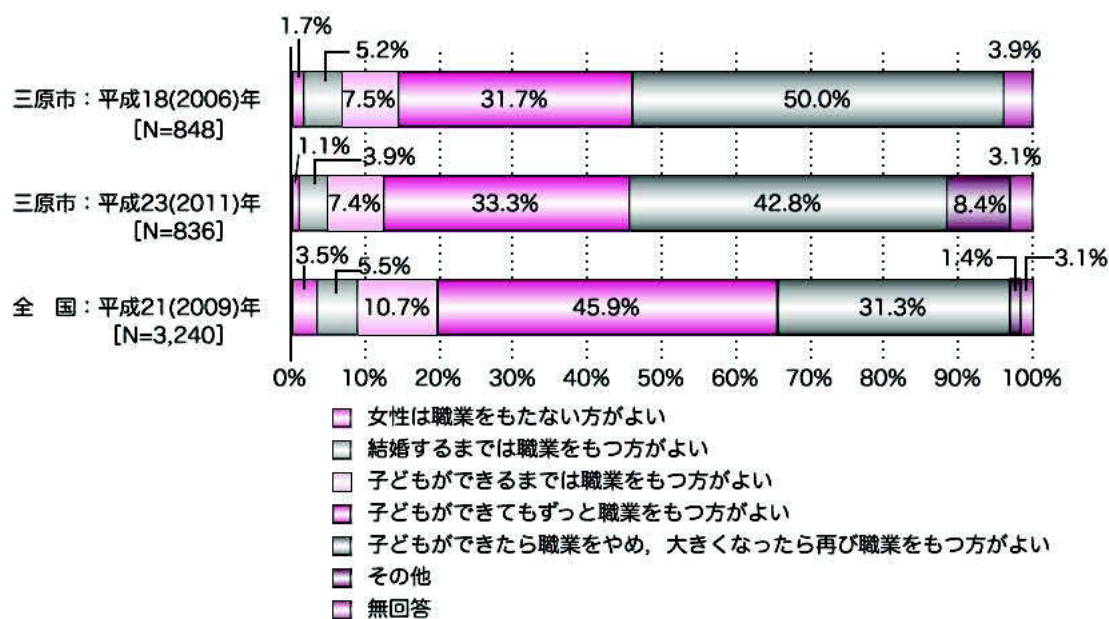
- 女性の就労についての考え方としては、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が最も多く42.8%，次いで「子どもができてもずっと職業をもつ方がよい」が33.3%でした。平成18(2006)年との比較では、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は7.2ポイント減少，「子どもができてもずっと職業をもつ方がよい」は1.6ポイント増加しています。全国調査結果では、「子どもができてもずっと職業をもつ方がよい」が45.9%で最も多くなっており，女性の就労に対する考え方に，全国と本市とでは大きな差がみられます。(図13)
- 女性の転職や退職，未就労の理由として，「結婚(45.7%)」，「出産・育児(41.0%)」，「親や病気の家族の世話(16.7%)」が多くなっており，結婚，出産・育児，介護などが女性の就労に大きく影響していることがわかります。(図14)
- 就学前児童の保護者を対象にした調査では，育児休業を利用した人は全体の25.9%にとどまっており，逆に利用しなかった人は70.4%と7割を超えていました。育児休業の取得が定着していない実態がうかがえます。(図15)
- 女性の働く環境については，「働きやすい」と回答した人が51.9%で平成18(2006)年の44.5%から7.4ポイント上昇し，改善傾向がみられます。(図16)

一方，職場における男女の地位では，平成18(2006)年とほぼ同様の傾向で，全国調査との比較においても男女平等があまり進んでいない状況がうかがえます。(図17)

◇ 第1次プランを実施しての課題

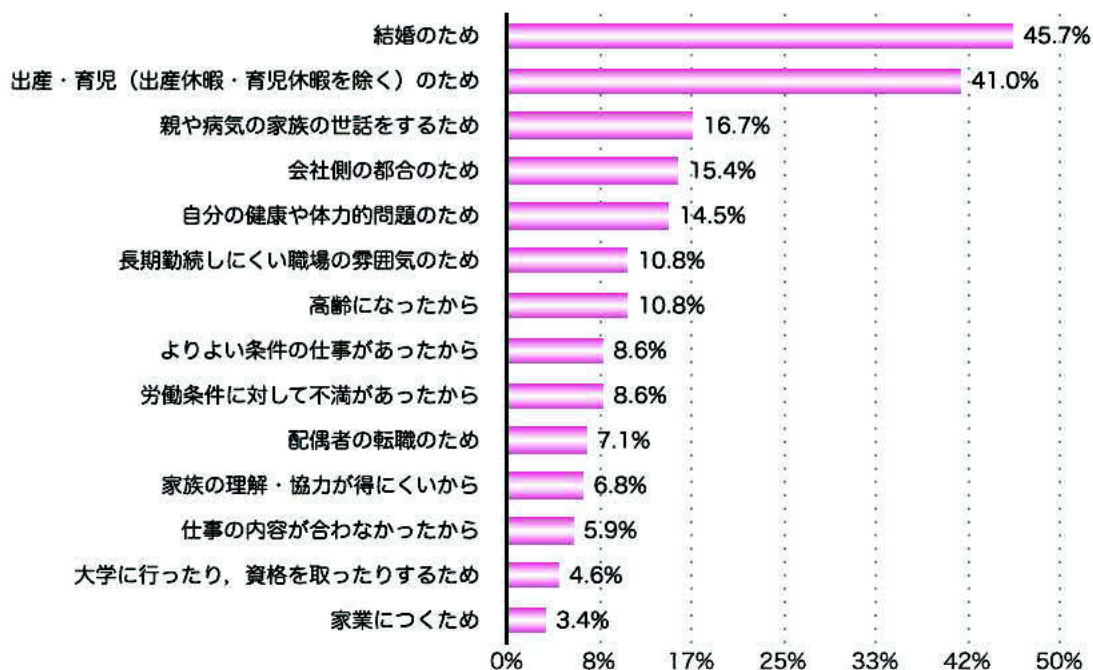
- 育児・介護休業制度などの普及・啓発については，チラシやポスターの配布などを行い普及・啓発に努めましたが，今後，企業訪問や西部工業団地協議会などを通じて，より積極的に普及・啓発を図る必要があります。
- 男女のチャレンジ支援では，市のホームページ，ポスター，チラシなどを利用して再就職や職業能力開発などについて情報提供を行ったほか，起業家育成のための新分野進出支援セミナーを開催しました。今後は，ニーズに合った情報提供や各種セミナーにおける女性の参加を促進する必要があります。
- 農林漁業，商工業など自営業における男女共同参画の推進では，就労改善に向けての研修会・講習会の開催(目標値12回)，家族経営協定に関する研修会・講習会の開催(目標値6回)，経営に関する研修会・講習会の開催(目標値12回)など，全ての目標値を達成することができました。

● 図13：女性の就労についての考え方



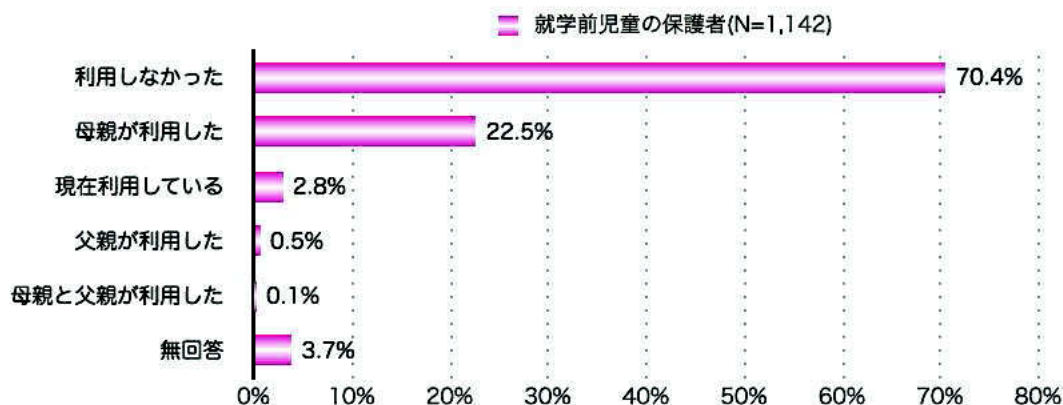
○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成18(2006)年]
 三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]
 内閣府男女共同参画に関する世論調査 [平成21(2009)年]

● 図14：女性の転職や退職・未就労の理由 [N=836]



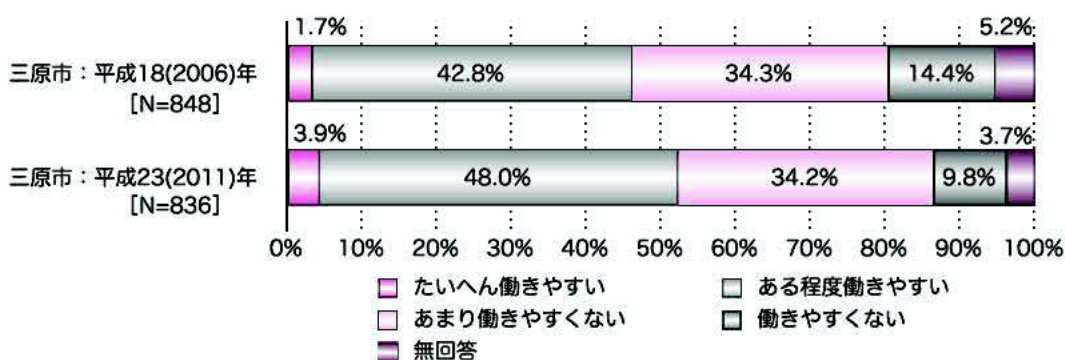
○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

● 図15：育児休業の利用状況



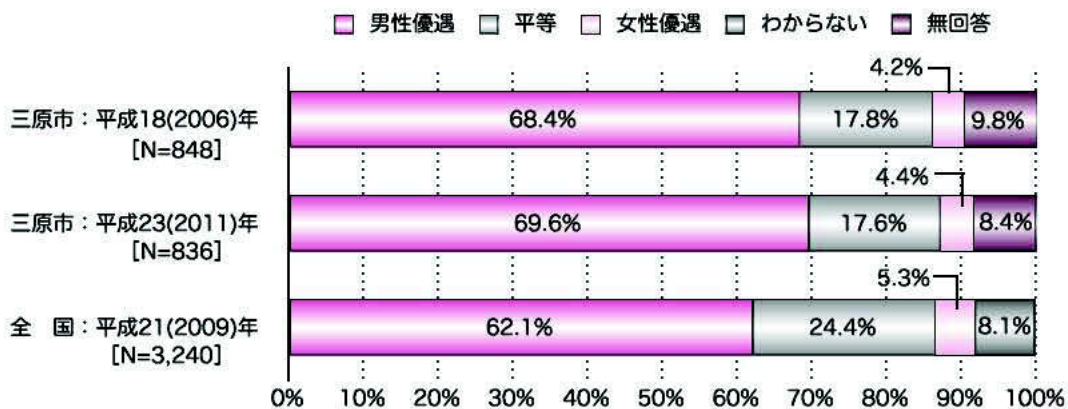
○資料：三原市次世代育成支援に関するニーズ調査結果 [平成20(2008)年]

● 図16：女性の働く環境について



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成18(2006)年]
三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

● 図17：職場における男女の地位



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成18(2006)年]
三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]
内閣府男女共同参画に関する世論調査 [平成21(2009)年]

施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
① 育児・介護休業制度等の普及・啓発				
育児・介護休業制度の普及および取得に向けた意識啓発	<p>重点事業6</p> 事業所における育児・介護休業制度の一層の普及を促進するため、企業訪問や西部工業団地協議会などを通じて事業所への啓発に努めます。市民に対しても、各種講座や研修会などの学習機会や、広報紙、市のホームページ、その他各種情報誌、啓発紙などあらゆる機会や手段を活用し、育児・介護休業取得に向けた意識啓発を行います。	実施	拡充	商工振興課
子ども看護・休暇制度の啓発	子どもの看護のための休暇制度について、企業訪問や西部工業団地協議会などを通じて事業所への啓発に努めます。	実施	継続	商工振興課
育児支援等各種の情報提供	育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援などの、国・県の関係諸施策や各種制度の広報・情報提供に努め、関係団体と連携して啓発に努めます。また、企業訪問や西部工業団地協議会などを通じて事業所への啓発に努めます。	実施	継続	商工振興課
女性就労者健康管理啓発事業	妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るため、企業訪問や西部工業団地協議会などを通じて事業所への啓発に努めます。	実施	継続	商工振興課
② 男女のチャレンジ支援				
再就職への支援	ハローワークと連携し、職業紹介、就労情報の提供に努めます。また、再就職に役立つ知識や技術を身につける機会の提供に努めます。	実施	継続	商工振興課
職業能力開発のための支援	男女の職業能力を高めるための学習機会の充実を図ります。また、職業訓練施設や資格取得のための講座について情報提供をします。	実施	継続	商工振興課
起業家育成のための情報提供	起業を目指す男女に対して、情報提供や経営能力向上のための講座、相談会などを開催します。	実施	継続	商工振興課

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課						
③ 農林漁業、商工業など自営業における男女共同参画の推進										
女性の地位確立と経営責任の分担	<p>男女が対等なパートナーとして、互いに協力して経営と生活両分野に参画できるよう啓発と普及に努めます。</p> <p>●家族経営協定の締結</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>→</td> <td>目標値(H28)</td> </tr> <tr> <td>0件</td> <td></td> <td>7件</td> </tr> </table>	現状値(H23)	→	目標値(H28)	0件		7件	実施	継続	農林水産課 農業委員会
現状値(H23)	→	目標値(H28)								
0件		7件								
女性の経済的な自立の促進	<p>加工品の製造や販売など経営の多角化を進め、女性の生産技術の向上や販路拡大を支援します。</p> <p>●女性の参画による「6次産業化*」など経営の多角化の促進</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>→</td> <td>目標値(H28)</td> </tr> <tr> <td>2法人</td> <td></td> <td>5法人</td> </tr> </table>	現状値(H23)	→	目標値(H28)	2法人		5法人	実施	拡充	農林水産課
現状値(H23)	→	目標値(H28)								
2法人		5法人								
経営能力向上のための支援	<p>女性の経営や事業への参画を促進するため、経営に関するセミナーの開催や情報提供を行います。</p> <p>●起業家支援セミナーの開催</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H22)</td> <td>→</td> <td>目標値(H28)</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td></td> <td>25人</td> </tr> </table>	現状値(H22)	→	目標値(H28)	3人		25人	実施	拡充	商工振興課
現状値(H22)	→	目標値(H28)								
3人		25人								
④ 相談や苦情への対応										
労働に関する相談や苦情への対応	<p>重点事業4</p> <p>パートタイム労働や女性労働者、外国人労働者を含め、職場における労働条件や労働環境などに関する相談窓口の周知を図ります。また、関係機関との連携を強化し、女性が働く上での悩みや心配事を相談できるしくみをつくり、相談機能の充実に努めます。さらに、労働条件や労働環境などに関する差別的取扱いや男女共同参画を阻害する要因を含んだ相談、苦情などに対して、関係機関と連携して事業者への指導を行うなど、適切な対応に努めます。</p> <p>●市広報による啓発・市民学習会の開催による啓発</p>	実施	拡充	商工振興課 人権推進課 青少年女性課						
企業における人権教育・啓発の推進	<p>企業内研修への講師派遣や研修材料としての啓発リーフレットの作成・配布、取引業者など人権問題研修会への参加要請、三原市人権推進企業関係者協議会への入会要請などを行います。</p> <p>●企業内研修への講師派遣や研修材料の提供</p>	実施	継続	商工振興課 人権推進課						

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011) 年度]	目標 [平成28(2016) 年度]
家族経営協定の締結数	0件	7件
女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を進めている法人数	2法人	5法人
起業家支援セミナー受講者数（累計）	3人(H22)	25人
働く女性にとって職場環境が働きやすいと感じる人の割合	51.9%	60%以上
職場における男女の地位が平等と感じる人の割合	17.6%	25%以上

施策(3) 家庭における男女共同参画の推進

現状と課題

◇ 市民意識調査結果から

- 「家事全般」、「家計のやりくり」、「貯蓄・投資選択」、「子どもの教育方針」、「介護・看護」、「町内会・自治会」の6項目について、家庭における役割分担の理想と現実を調べたところ、理想と比較して、現実には妻の役割分担が大きくなっていました。(図18)

また、家庭生活における男女の地位について、「平等」と回答した人の割合は、平成18(2006)年24.8%に対して、平成23(2011)年30.1%と5.3ポイント改善されているものの、全国調査との比較(43.1%)では13.0ポイント低くなっており、家庭生活における男女平等が十分に進んでいない状況がうかがえます。(図19)

- 「男性が女性と共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと」としては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる(62.3%)」、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす(52.4%)」の2項目で過半数を超えていました。

また、平成18(2006)年との比較で、「男性の家事、子育て、介護などに関わる技能を高める講習会などを開催する」という意見が増加しており、今後、男性対象の講習会などの開催を検討することが求められます。(図20)

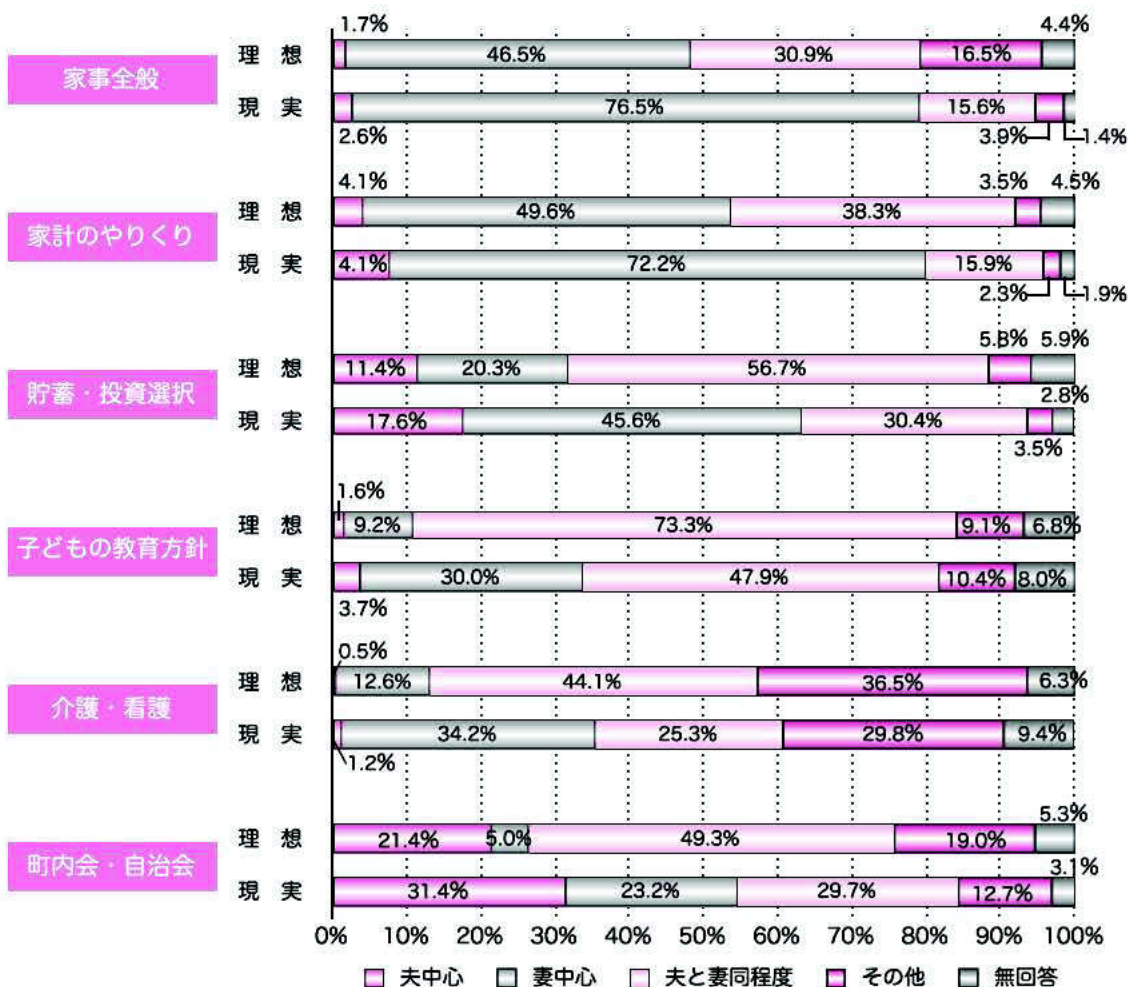
◇ 第1次プランを実施しての課題

- 男性の家事、育児、介護などへの参画促進については、男性を対象とした料理教室、育児講座等を開催しました。目標値を設定していた「ドキドキ子育て講座」については、平成23(2011)年度目標値を達成しています。

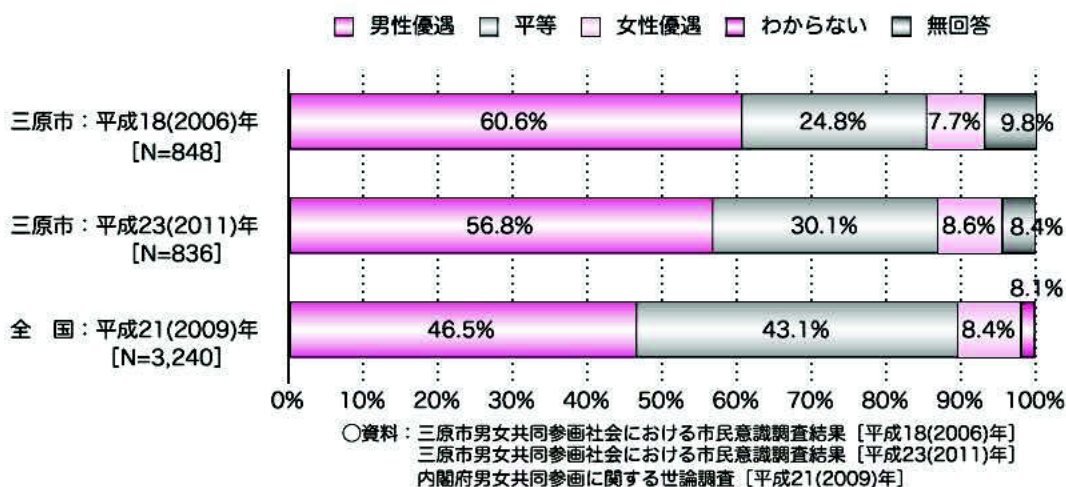
今後は、意識調査結果を踏まえて、家事、育児、介護などに関する男性の技能向上を目的とした講習会の充実を図る必要があります。

- 保育サービスの充実については、延長保育事業、夜間保育事業、家庭的保育事業、短期預かり支援事業の4事業で、目標が達成できませんでした。

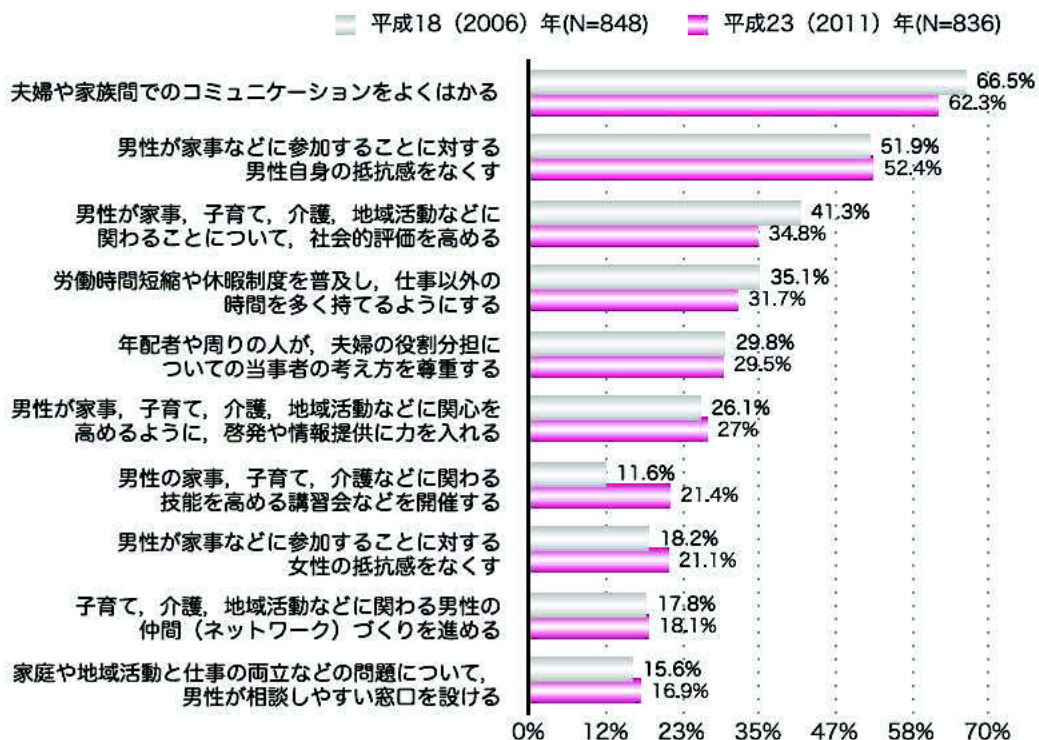
● 図18：家庭における性別役割分担 [N=836]



● 図19：家庭生活における男女の地位



● 図20：男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果【平成18(2006)年】
三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果【平成23(2011)年】

施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課												
① 男性の家事・育児・介護等への参画促進																
男性の家事・育児・介護等への参画促進	<p>重点事業7</p> <p>男性を対象とした家事，育児，介護などの講座を充実させ，事業所や地域での実施を促進することで，男性の技能向上に努めます。特に，男性を対象とした介護講座を開催し，介護に直面する男性を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男性料理教室の開催 ●ドキドキ子育て講座の開催 ●パパ応援プログラム ●男性向け介護教室の開催 <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>→</td> <td>目標値(H28)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>実施</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●家族介護者交流事業の実施 <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>→</td> <td>目標値(H26)</td> </tr> <tr> <td>49人</td> <td></td> <td>60人</td> </tr> </table>	現状値(H23)	→	目標値(H28)	—		実施	現状値(H23)	→	目標値(H26)	49人		60人	実施	拡充	保健福祉課 生涯学習課 子育て支援課 高齢者福祉課 青少年女性課
現状値(H23)	→	目標値(H28)														
—		実施														
現状値(H23)	→	目標値(H26)														
49人		60人														
育児・介護休業制度の定着	<p>重点事業6</p> <p>関係機関との連携の下，事業所に対して，長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進，育児・介護休業制度の普及・啓発を推進します。</p>	実施	拡充	商工振興課 青少年女性課												
② 保育サービスの充実（仕事との両立支援）																
通常保育事業（認可保育所）	<p>保護者が仕事や病気などで子どもを保育することができない場合に，保育所において保育を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通常保育事業の実施（待機児童ゼロの継続） 	実施	継続	子育て支援課												
延長保育事業	<p>開所時間を超える保育の実施について継続すると共に，箇所数の増加については需要の動向を見極めながら検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●延長保育事業の実施 <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>→</td> <td>目標値(H26)</td> </tr> <tr> <td>11カ所</td> <td></td> <td>11カ所</td> </tr> </table>	現状値(H23)	→	目標値(H26)	11カ所		11カ所	実施	継続	子育て支援課						
現状値(H23)	→	目標値(H26)														
11カ所		11カ所														
一時預かり事業	<p>保護者の冠婚葬祭，傷病などの緊急時に一時的に行う保育事業の充実を図ります。登録をしていない児童についても受け入れできるよう取り組みます。</p>	実施	継続	子育て支援課												
夜間保育事業	<p>午後8時以降の保育の実施について，需要の動向を見極めながら実施に努めます。</p>	—	検討	子育て支援課												

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課						
休日保育事業	<p>日曜、祝祭日の保育について、需要の動向を見極めながら、充実に努めます。</p> <p>●休日保育事業の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>➔</td> <td>目標値(H26)</td> </tr> <tr> <td>1カ所</td> <td></td> <td>1カ所</td> </tr> </table>	現状値(H23)	➔	目標値(H26)	1カ所		1カ所	実施	継続	子育て支援課
現状値(H23)	➔	目標値(H26)								
1カ所		1カ所								
病児・病後児保育事業	<p>児童などが病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所、病院などの専用スペースにおいて、一時的に預かります。また、病児保育の実施について検討します。</p> <p>●病児・病後児保育事業の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>➔</td> <td>目標値(H26)</td> </tr> <tr> <td>3カ所</td> <td></td> <td>4カ所</td> </tr> </table>	現状値(H23)	➔	目標値(H26)	3カ所		4カ所	実施	拡充	子育て支援課
現状値(H23)	➔	目標値(H26)								
3カ所		4カ所								
家庭的保育事業	<p>一定の基準により保育ママとして認定した保育者（家庭的保育者）の居宅において、少人数の3歳未満児を保育します。</p>	—	検討	子育て支援課						
短期預かり支援事業	<p>家庭の保護者が疾病などの理由により、家庭での児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に養育します。</p>	—	検討	子育て支援課						
受け入れ児童の拡充	<p>市立幼稚園の受け入れ児童の拡充を図るため、3歳児及び満3歳児の受け入れについて検討します。</p>	検討	検討	教育振興課						
一時預かり事業	<p>希望する園児を対象に、幼稚園で預かり保育の導入について取り組みます。</p> <p>●一時預かり保育事業の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値(H23)</td> <td>➔</td> <td>目標値(H26)</td> </tr> <tr> <td>6カ所</td> <td></td> <td>7カ所</td> </tr> </table>	現状値(H23)	➔	目標値(H26)	6カ所		7カ所	—	拡充	教育振興課
現状値(H23)	➔	目標値(H26)								
6カ所		7カ所								
③ ひとり親家庭の自立支援										
ひとり親家庭の自立支援	<p>ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、親子共に安定した生活を送れるよう自立支援を図ります。また、対象者が適切に支援を受けることができるよう、普及啓発に継続して取り組みます。</p> <p>●ひとり親家庭等医療費給付事業の実施</p> <p>●児童扶養手当支給事業の実施</p> <p>●母子家庭自立支援給付事業（教育訓練給付、高等技能訓練促進費）の実施</p> <p>●母子自立支援相談の実施</p>	実施	継続	子育て支援課						

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
男性向け介護教室の開催	—	実施
家族介護者交流事業の男性参加者数	49人	60人(H26)
延長保育事業実施箇所数	11カ所	11カ所(H26)
休日保育事業実施箇所数	1カ所	1カ所(H26)
病児・病後児保育事業実施箇所数	3カ所	4カ所(H26)
一時預かり事業実施箇所数	6カ所	7カ所(H26)
家庭生活における男女の地位が平等と感じる人の割合	30.1%	43%

施策(4) 男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進

現状と課題

◇ 市民意識調査結果から

- セクシュアル・ハラスメントの認識について、「地位や権限を利用して、性的な関係を迫る(78.8%)」、「さわる、抱きつくなど肉体的接触をする(73.8%)」の2項目の認識が高く、逆に「結婚予定や出産予定をたびたび聞く(24.4%)」、「目につきやすいところにヌードポスターやカレンダーなどを掲示する(39.0%)」などの項目で認識が低くなっています。(図21)

- 配偶者・パートナー間での暴力問題については、「見聞きしたことはない」78.7%、「身近に暴力を受けたりふるったことのある当事者がいる」5.4%、「身近な人から相談を受けたことがある」3.1%、「暴力を受けたことがある」3.7%となっていました。(図22)

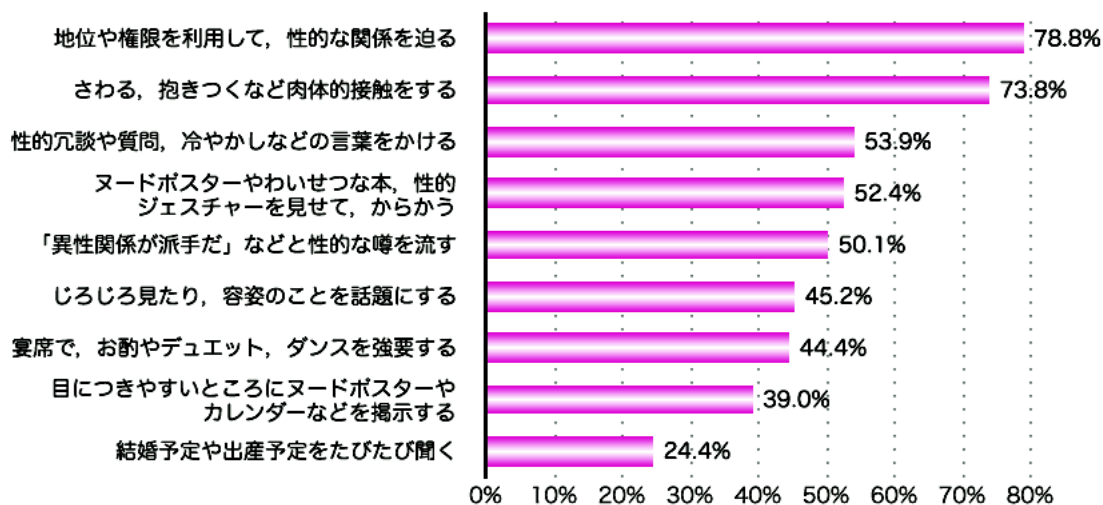
暴力を受けたことがある人に対して対処法を尋ねたところ、「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答した人が35.6%を占めており、平成18(2006)年の25.4%から10.2ポイント上昇していました。(図23)

暴力をなくすために必要な取組みとしては、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する(59.9%)」、「捜査や裁判における担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすいような環境をつくる(47.8%)」などの対策を求める声が多くみられ、今後、暴力被害に対する相談機関の充実や相談しやすい環境づくりなどの対策が求められます。(図24)

◇ 第1次プランを実施しての課題

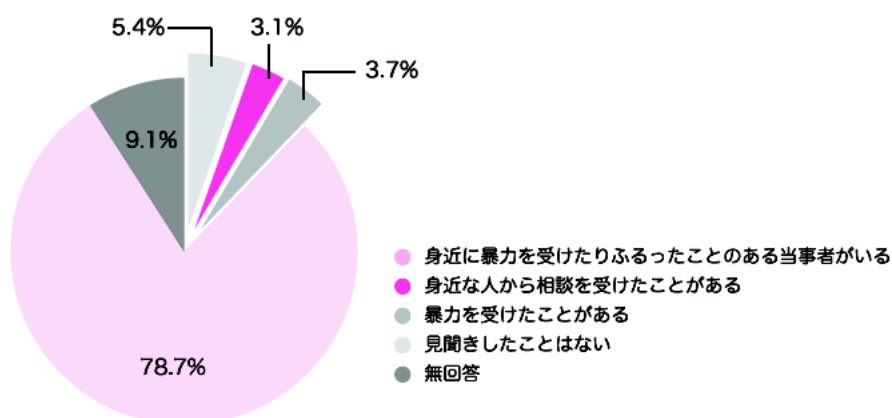
- 市の広報紙による啓発活動のほか、人権相談員と女性相談員の連携により被害者保護に取り組むなど、相談体制の強化を図りました。今後は、セクシュアル・ハラスメントについての啓発活動や、暴力、ストーカー行為などについて、警察など関係機関との連携による相談体制の強化などが求められます。

● 図21：セクシュアル・ハラスメントの認識 [N=836]



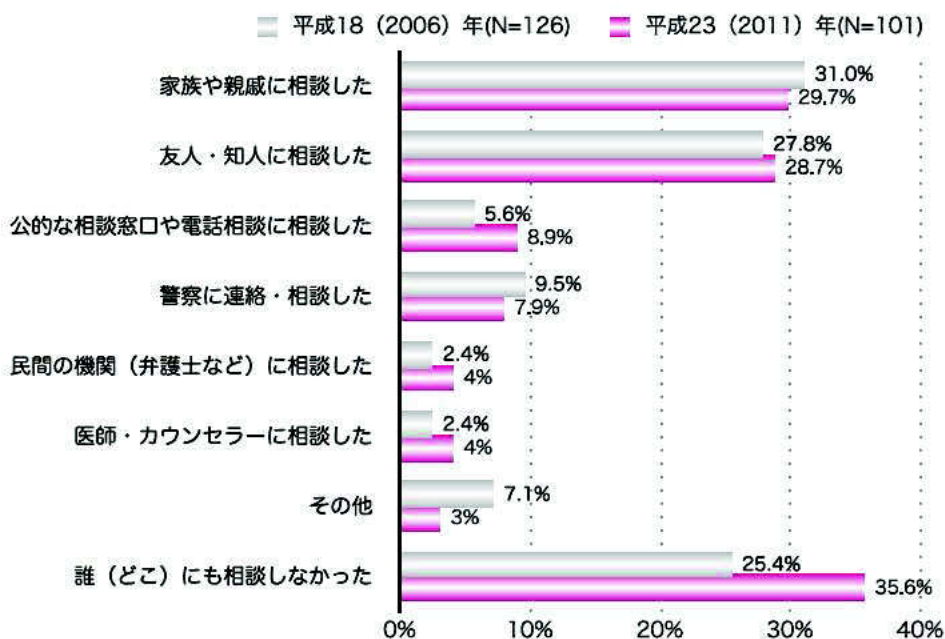
○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

● 図22：配偶者・パートナー間での暴力問題 [N=836]



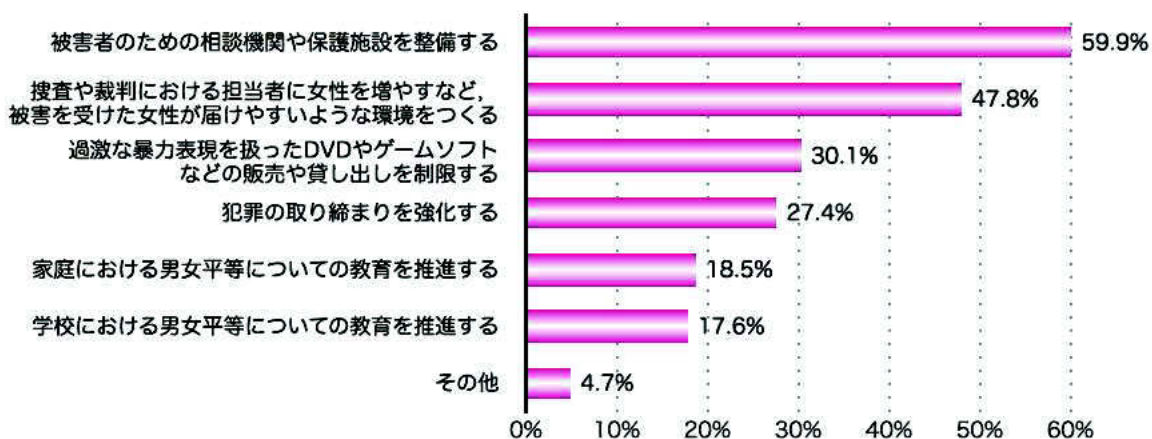
○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

● 図23：配偶者・パートナー間での暴力問題の相談




○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成18(2006)年]
三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

● 図24：配偶者の暴力をなくすために必要な取組み [N=836]



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
① 相談体制の充実				
女性相談事業	様々な問題を抱えた女性が相談しやすい相談体制の充実を図ります。 ●女性相談員の設置 ●相談しやすい体制 	実施	継続	社会福祉課
関係機関との連携強化	県関係機関や警察などと連携し、配偶者への暴力(DV)の防止に努め、相談体制を整備、充実します。	実施	継続	社会福祉課
② DVの防止と被害者保護の推進				
あらゆる人に対する暴力の防止	人権に関する意識啓発を図り、あらゆる人に対する暴力を容認しない社会環境をつくるための啓発を推進します。 ●市の広報紙による啓発や市民学習会などによる啓発 ●あらゆる人に対する暴力防止の啓発	実施	継続	人権推進課 青少年女性課
DVの防止	講座の開催やパンフレットの作成配布など、DVについての認識を深め、DV防止に向けた啓発に努めます。	実施	継続	社会福祉課 人権推進課
被害者保護の推進	相談体制の充実を図ると共に、関係機関とのネットワークを確立し、被害者保護と自立を支援する取組みを強化します。	実施	継続	社会福祉課 人権推進課
③ セクシュアル・ハラスメント等の防止				
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発	セミナーの開催などにより、事業者や男女労働者に対する啓発や情報提供を行います。	実施	継続	青少年女性課
ストーカー行為防止対策	広報紙による啓発や、警察広報への協力などにより、つきまとい、待ち伏せなどのストーカー行為に対する自己防衛策、相談窓口などの周知に努めます。	実施	継続	市民生活課

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
相談しやすい体制（人口10万人当たりの相談件数が県平均以上）	280件(H22)	300件

施策(5) 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

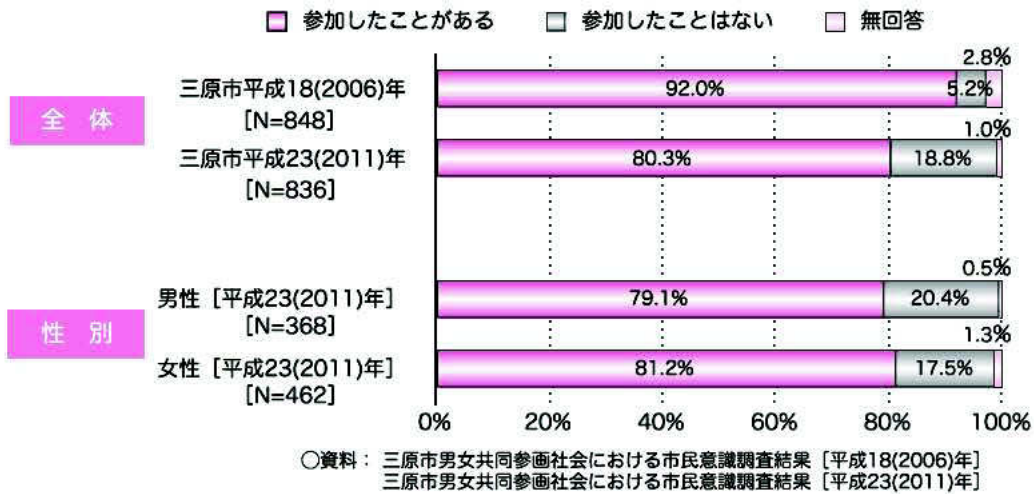
◇ 市民意識調査結果から

- 地域活動や地域行事へ参加したことがある人は、平成18(2006)年92.0%に対して平成23(2011)年80.3%と、11.7ポイント減少しています。男女別での大きな差はみられませんが、女性の参加率がやや高くなっています。(図25)
- 地域活動や地域行事に参加しなかった理由としては、「地域でやっている活動の詳しい情報が得られない(36.3%)」、「仕事が忙しい(33.1%)」、「参加するきっかけがつかめない(29.9%)」などが多くなっています。「地域でやっている活動の詳しい情報が得られない」という人は、平成18(2006)年の27.3%から36.3%と9.0ポイント増加しており、今後、情報の提供について工夫が必要です。また、「人間関係がわずらわしい」という人が同15.9%から6.4ポイント増加し22.3%になっており、地域での人間関係が希薄になっている状況がうかがえます。(図26)

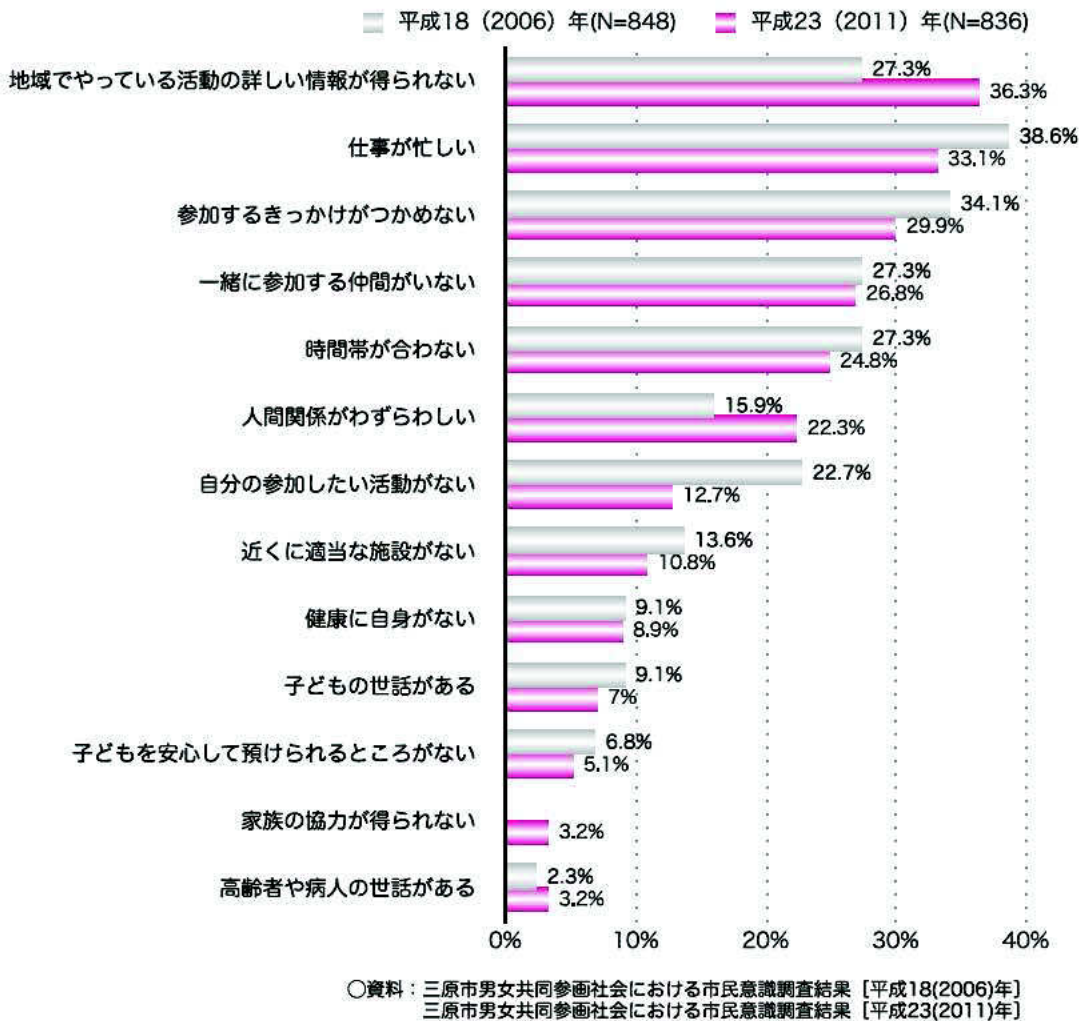
◇ 第1次プランを実施しての課題

- コミュニティ活動の活性化では、地域別ミニ集会を開き、男女共同参画についての啓発活動を推進しました。また、まちづくり活動団体への助成金制度を開始したことなどから、自主的にまちづくりに取り組む市民活動団体は、平成23(2011)年度実績で135団体となっており、目標値100団体を達成しました。一方で、意識調査結果にもみられるように、人間関係がわずらわしいという理由で地域活動に参加しない市民も増加しており、今後、一層の情報提供・啓発活動が求められます。
- 地域のコミュニティ施設については、地域集会所の整備に要する経費助成を行い、地域活動の拠点整備が進みました。
- 防災など新分野への女性の参画の促進では、地域の団体、組織に女性の参加はみられますが、会長などの代表者は男性の場合が多く、女性の一層の参画を促進する必要があります。
- 女性団体のネットワークづくりでは、みはらウィメンズネットワークの理事会を定期的を開催することで、女性団体の連携と強化を図りました。今後も引き続きネットワークづくりの推進が求められます。

● 図25：地域活動や地域行事への参加



● 図26：地域活動や地域行事に参加したことがない原因



施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
① コミュニティ活動の活性化				
地域社会での男女共同参画意識の啓発	<p>自治会、PTA活動、老人会など各種の地域活動において、性別にとらわれない参加、役割分担を促進し、意思方針決定の場においても女性が主体的に関わることを啓発します。</p> <p>●地域別ミニ集会の開催</p> <p>現状値(H23) 142人 → 目標値(H28) 150人</p>	実施	継続	青少年女性課
住民協働の推進	<p>市民活動団体や住民組織の新しい発想や柔軟性、専門性などを十分に活かした提案を募集し、提案団体と市が対等な立場で相互の責任と役割分担の下に協働して取り組む「市民提案型協働事業」を推進します。</p>	—	新規	まちづくり推進課
地域における政策・方針決定過程への女性の参画	<p>町内会・自治会、地域活動組織などに対し、政策・方針決定の場へ女性の参画を促進するよう働きかけます。</p> <p>●地域別ミニ集会の開催</p>	実施	継続	青少年女性課
コミュニティ施設の整備・充実	<p>公民館やコミュニティセンターなどの整備・充実を図り、より利用しやすいコミュニティ活動の場の提供に努めます。また、住民による自主的な管理・運営体制の整備を図ります。</p>	実施	継続	生涯学習課
② 地域、防災、環境その他の分野における参画促進				
自主防災組織の育成	<p>自治会単位での自主防災組織の育成に努めます。また、自主防災組織における女性役員の育成を図り、地域防災における女性の参画促進を図ります。</p>	実施	継続	危機管理室
女性消防団員の確保	<p>女性団員を採用し、地域における防火・防災活動を行います。</p>	実施	継続	警防課
コミュニティ活動等の情報や参画機会の提供	<p>男女が共にコミュニティ活動に参加できるよう、地域づくり、ボランティア活動、防災活動、環境保全活動など多様な地域活動の情報や参画機会を提供すると共に、学習機会を充実します。</p> <p>●地域づくりやボランティア活動などに関する学習機会の充実</p>	実施	継続	まちづくり推進課 環境政策課 危機管理室 関係課

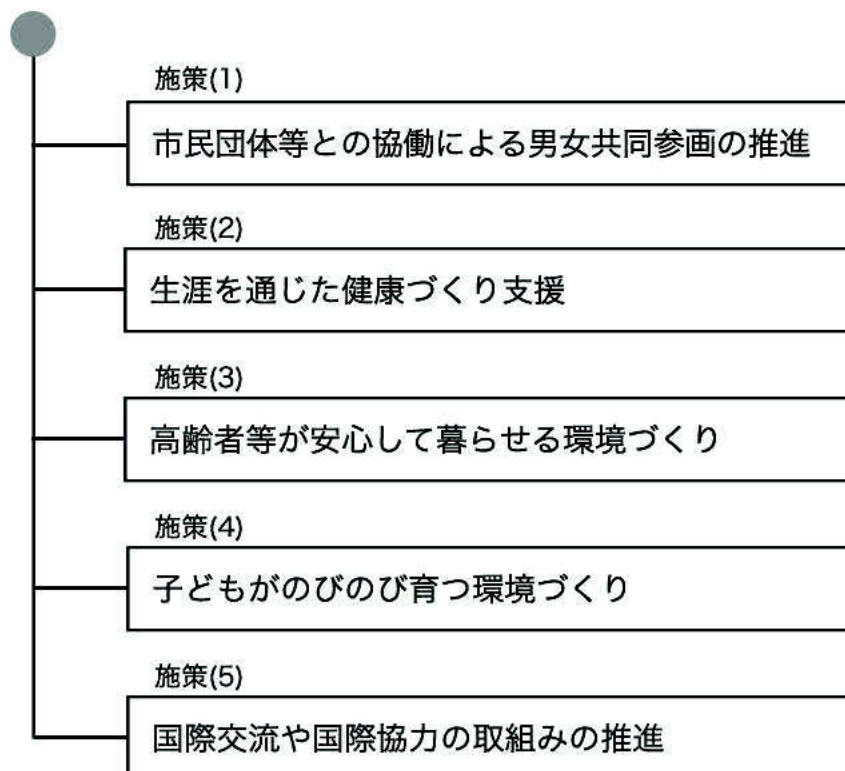
主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
③ 女性団体のネットワークづくり				
女性団体のネットワークづくりの推進	女性の人材情報を整備します。また、女性団体やグループの連携強化を図ります。 ●みはらウィメンズネットワークなど団体ネットワークづくりの推進	実施	継続	青少年女性課

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
地域別ミニ集会の参加者数	142人	150人
地域活動や行事に参加したことがある人の割合	80.3%	90%以上

基本目標3

男女共同参画を支える社会づくり



男女共同参画の推進は行政のみで進むものではありません。市民、市民団体など多様な主体との協働により進める必要があります。

男女が生涯にわたり健康な生活ができるように、市民一人ひとりの健康づくりや相談、情報提供の充実などに取り組みます。特に、女性には妊娠や出産のための機能が備わっており、ライフステージ*において男性とは異なる健康上の問題に直面することから、男女がお互いの性についての理解を深め、お互いの健康に思いやりをもって過ごすことができるよう支援します。

また、少子高齢化が加速する中で、夫婦のみの世帯やひとり暮らし高齢者世帯の増加が予想されます。高齢者が地域社会の中でいきいきとした生活を実現できるよう、健康づくりや介護予防事業、地域での見守り体制の整備などを推進するほか、元気な高齢者が積極的に社会参加できる環境整備に努めます。

男女共同参画の実現に向けた取組みは、国際的な動きと共に推進されてきました。本市においても、国際交流・協力などを通じて男女共同参画の取組みを推進します。

施策(1) 市民団体等との協働による男女共同参画の推進

現状と課題

◇ 第1次プランを実施しての課題

- 健康づくり、スポーツ、子育て、介護など、様々な分野の出前講座を市民の要望に応える形で実施しました。実施回数、参加者数とも大きな実績をあげていますが、今後は、出前講座の際に市民団体などの協力も得て男女共同参画の視点を取り入れた講座内容になるよう関係課と調整を図ると共に、広報活動を効果的に行い、一層の利用促進を図ります。

施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課						
① 市民団体等との協働										
市民団体等との協働	女性リーダー育成塾受講者や女性団体が中心となり、まちづくりの様々な分野において活動する市民団体が、男女共同参画の視点をもって活動できるようにしていきます。	実施	拡充	青少年女性課						
② 出前講座の充実										
出前講座の周知	各課が実施している出前講座について、情報提供を積極的に行い、市民が利用しやすいようにしていきます。 ●出前講座の開催 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値(H22)</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">目標値(H28)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">871件</td> <td></td> <td style="text-align: center;">890件以上</td> </tr> </table>	現状値(H22)	→	目標値(H28)	871件		890件以上	実施	継続	全課
現状値(H22)	→	目標値(H28)								
871件		890件以上								
講座内容の充実	各講座内容については、男女共同参画の視点を取り入れたものとなるよう、講座の内容を再検討します。	実施	継続	全課						
③ 男女共同参画に関する講座の開催										
老人大学、女性団体等との連携による講座の開催	老人大学などの講座の中で、男女共同参画に関する講座の開催に努めるほか、女性団体との連携による出前講座の開催を推進します。	実施	継続	生涯学習課 青少年女性課						

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
出前講座の利用件数	871件(H22)	890件以上

施策(2) 生涯を通じた健康づくり支援

現状と課題

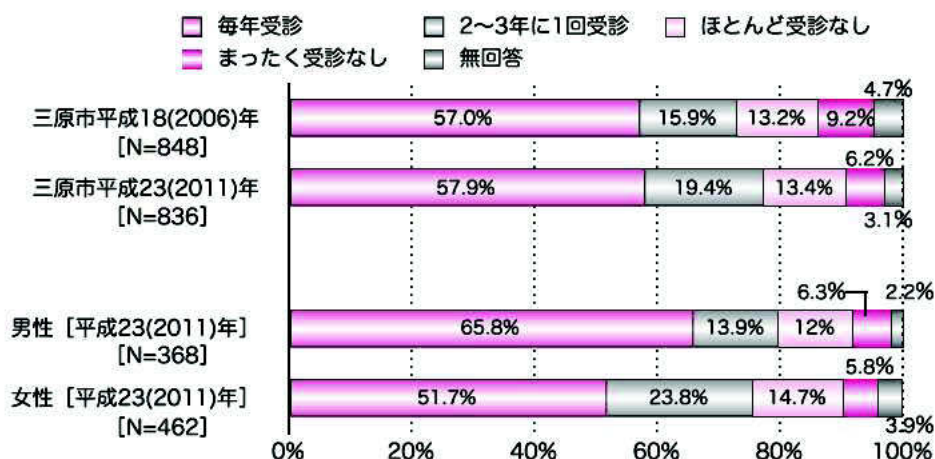
◇ 市民意識調査結果から

- 健康診断やがん検診の受診状況について、「まったく受けていない」、「ほとんど受けていない」人の割合は、平成18(2006)年の22.4%から2.8ポイント減少して19.6%と若干改善傾向がみられます。性別の受診状況では、男性の18.3%、女性の20.5%が「まったく受けていない」、「ほとんど受けていない」と回答しており、受診していない人は女性の方が多くなっています。(図27)
- 女性が受診していない理由としては、「結果が怖い」、「はずかしい」、「受診方法を知らない」などが男性よりも多くなっており、健診の必要性や受診方法などについての啓発活動を一層充実する必要があります。(図28)

◇ 第1次プランを実施しての課題

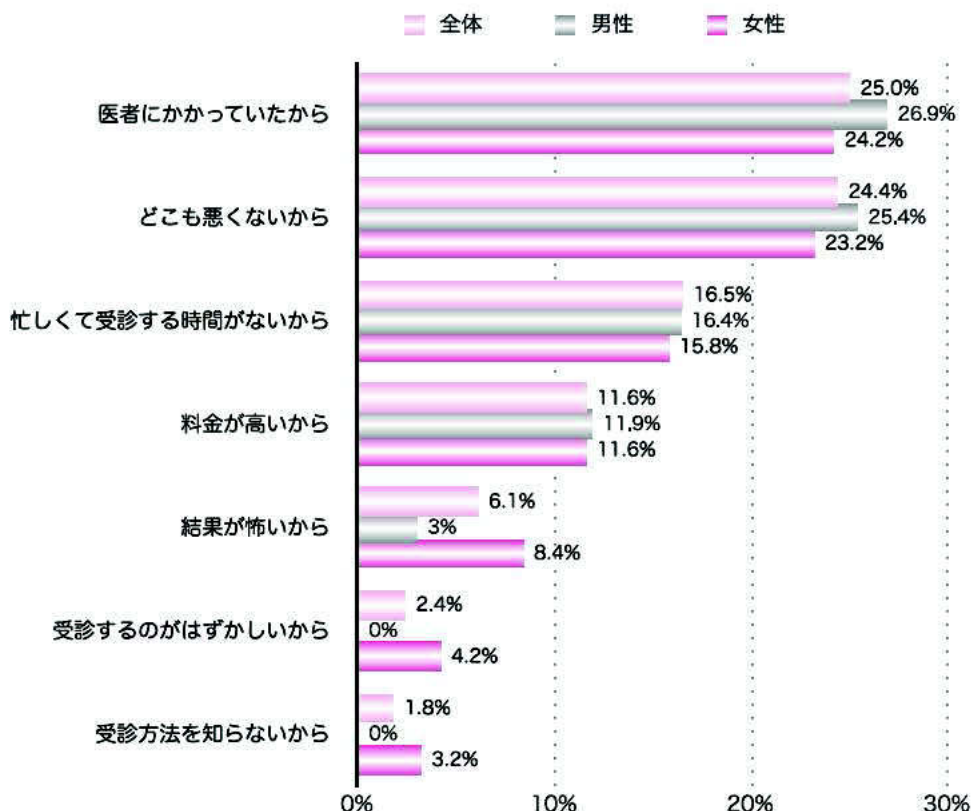
- 健康教育・相談、健診事業については、市内4カ所の拠点施設を中心に健康教育を開催しているほか、毎月1回の定例健康相談を実施し、健康問題の解決や健康づくりを推進しています。
また、健診については、医療機関での健診、地域での集団健診などを実施しています。休日健診を実施し、特に女性特有のがん検診はすべて無料とするなど受診しやすい体制整備を推進しましたが、意識調査結果を踏まえ、女性に対する広報・啓発活動の方法や内容を十分に検討する必要があります。
- 健康づくり支援では、健康づくり推進員研修、運動普及リーダー養成講座などを通じて市民リーダーの育成に努めました。
ウォーキングやラジオ体操など身体面の健康づくりを推進したほか、精神保健福祉相談などを開催し、メンタルヘルスの充実を図りました。
今後は、定例化している事業については、各事業とも開催方法などを検討し、より実効性を高める工夫が求められます。
- 安心・安全に妊娠・出産できる環境整備では、妊婦教室や相談を通じて、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や妊婦同士の仲間づくりを推進し、出産後の育児サークルなどにつながっています。また、妊婦健康診査のほか、子宮頸がん検診、クラミジア検査及び、三原市独自の妊婦歯科健診の助成により、健康管理を推進しています。
市内には60人の母子保健推進員がおり、母子保健事業のサポートや家庭訪問のほか自主活動に取り組み、成果をあげています。
- 本市では、スポーツ教室を16種目、60教室開講しており、毎年約2,000人の市民が利用しています。健康づくりにとって生涯スポーツの果たす役割は大きく、今後もニーズに応えながら実施する必要があります。

● 図27：健康診断やがん検診の受診状況



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成18(2006)年]
三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

● 図28：受診していない理由 [N=164]



○資料：三原市男女共同参画社会における市民意識調査結果 [平成23(2011)年]

施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
① 健康教育・健康相談・健康診査等の充実				
健康教育・健康相談	地域の要望や実情に合わせ、栄養や食生活に関する教室や相談を実施します。 ●食育推進事業（朝食を食べる人の割合） 現状値(H20) 86.1% → 目標値(H26) 90%以上	実施	継続	保健福祉課
健康診査	がん、生活習慣病の早期発見・早期治療を図ると共に、健康管理に関する正しい知識の普及を行い、生活習慣の改善に結びつけることを目的に実施します。 ●がん検診推進事業（乳がん検診の受診率） 現状値(H20) 15.1% → 目標値(H26) 28%以上	実施	継続	保健福祉課
② 健康づくり支援				
壮年期からの健康づくり	誰もがいきいきと高齢期を迎えられるよう、また、高齢期においても健康を保ち、生きがいのある生活を送れるよう、壮年期から高齢期にかけての健康づくりを推進します。	実施	継続	保健福祉課
心身の疲労に対する健康づくり支援	過労や長時間労働による心身の疲労がたまりがちな人に対し、メンタルヘルスの面からの健康づくりを支援します。 ●精神保健福祉事業	実施	継続	保健福祉課
エイズや性感染症に関する知識の普及	エイズや性感染症に関する正しい知識や相談・検査体制について広報紙や情報誌などで普及・啓発を図ります。また、学校教育における保健体育科や家庭科において、新学習指導要領の内容に即した年間指導計画を作成し、正しい知識の普及を行います。	実施	継続	保健福祉課 学校教育課

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
③ 安心・安全に妊娠・出産できる環境整備				
安心・安全に妊娠・出産できる環境整備	夫婦で共に協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。喫煙についての知識の普及を図ると共に、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙などを啓発、推進します。不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。 ●妊婦健診公費助成事業 ●お父さん手帳の配布 ●マタニティスクール	実施	継続	保健福祉課 子育て支援課
母子保健推進員活動の充実	訪問などを通して、地域での育児・子育て支援を行います。	実施	継続	保健福祉課
④ 地域医療の充実				
地域医療の充実	かかりつけ医から地域の中核的病院までの医療機関が相互に有機的に連携した地域医療サービス提供システムの整備を図ります。	実施	継続	保健福祉課
⑤ 生涯スポーツの推進				
生涯スポーツの推進	市民の誰もが健やかな生活を送ることができるよう、スポーツ施設の整備・充実を図り、生涯にわたって気軽にスポーツにふれ親しむことができる機会の確保と生涯スポーツの推進を図ります。 ●各種スポーツ教室運営事業の実施	実施	継続	スポーツ振興課

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
朝食を食べる人の割合	86.1%(H20)	90%以上(H26)
乳がん検診の受診率	15.1%(H20)	28%以上(H26)

施策(3) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

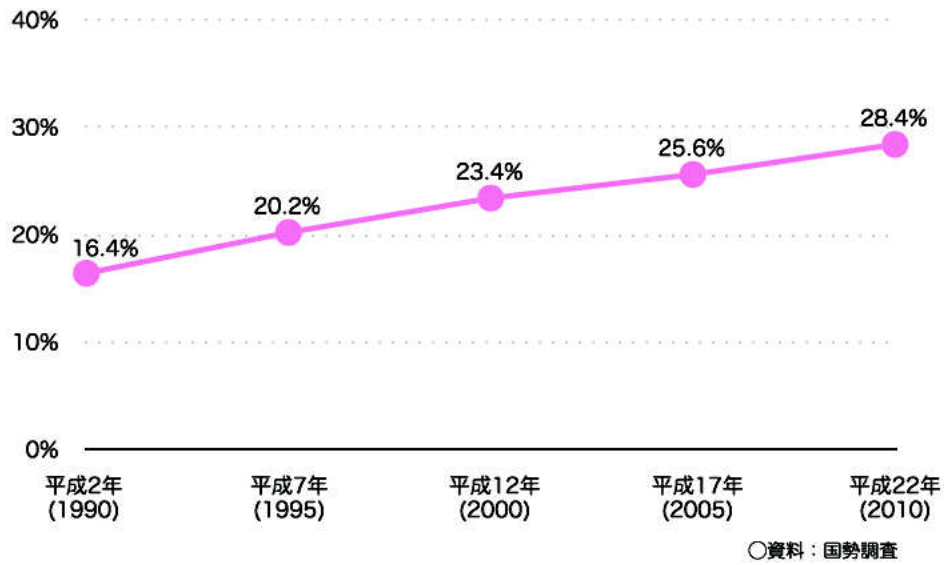
◇ 市民意識調査結果から

- 本市の高齢者比率は年々上昇しており、平成2(1990)年に16.4%だった高齢者比率は、平成22(2010)年では28.4%となっており、20年間で12ポイント上昇しています。(図29)
- 趣味のある高齢者は77.5%、生きがいのある高齢者は83.3%となっており、8割前後の高齢者は、趣味や生きがいを持ちながら生活しています。今後、このようないきいきとした高齢者を増やすことが求められます。(図30)
- 本市が実施している介護予防事業の認知度は、「ふれあい・いきいきサロン事業」が43.2%で最も高く、「筋力トレーニング事業(23.8%)」、「介護予防教室(20.2%)」、「認知症予防教室(25.3%)」については20%~25%程度の認知率にとどまっています。(図31)
- 高齢者の地域活動や地域行事への参加状況では、男性は女性と比べて「自治会・町内会」への参加が、女性は男性と比べて「サークル・自主グループ」、「老人クラブ」への参加が多くなっています。一方、全体の3人に1人(35.4%)は地域活動や地域行事に参加していないと回答しており、このような高齢者の閉じこもり防止が求められます。(図32)

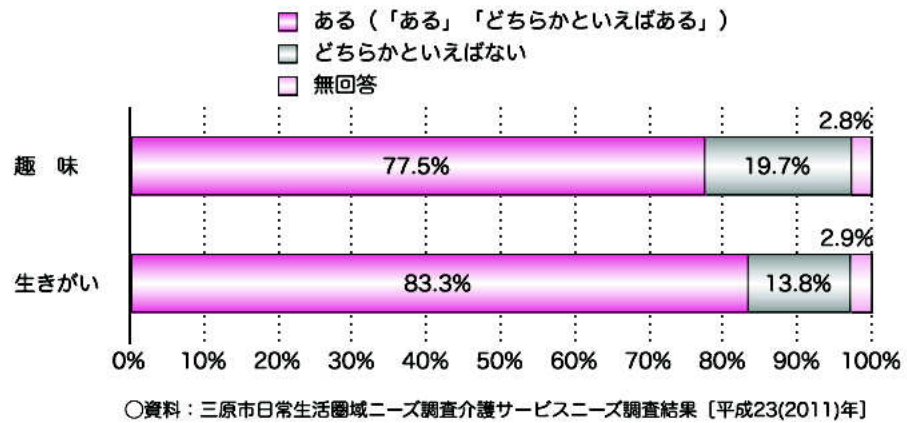
◇ 第1次プランを実施しての課題

- 高齢者の社会参加の促進については、老人大学の開催、老人クラブ活動、シルバー人材センター事業の支援などを行っています。高齢化社会にあつては老人大学の意義は大きく、今後もニーズにあつた学習機会の提供ができるよう努めることが求められます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、継続して住み続けることができるよう、介護予防事業や認知症対策事業、家族介護支援事業の充実と地域包括ケア*の実現が求められます。

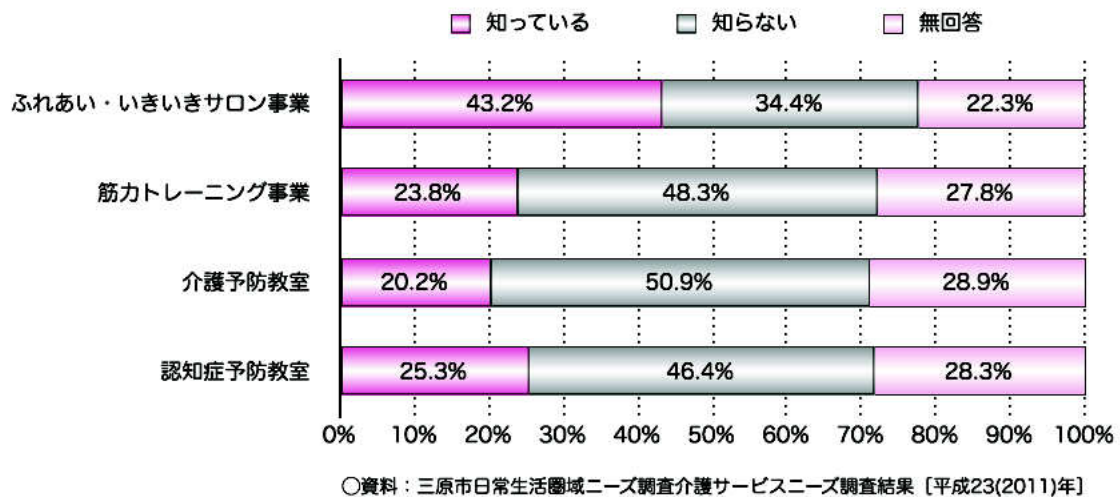
● 図29：高齢者比率の推移



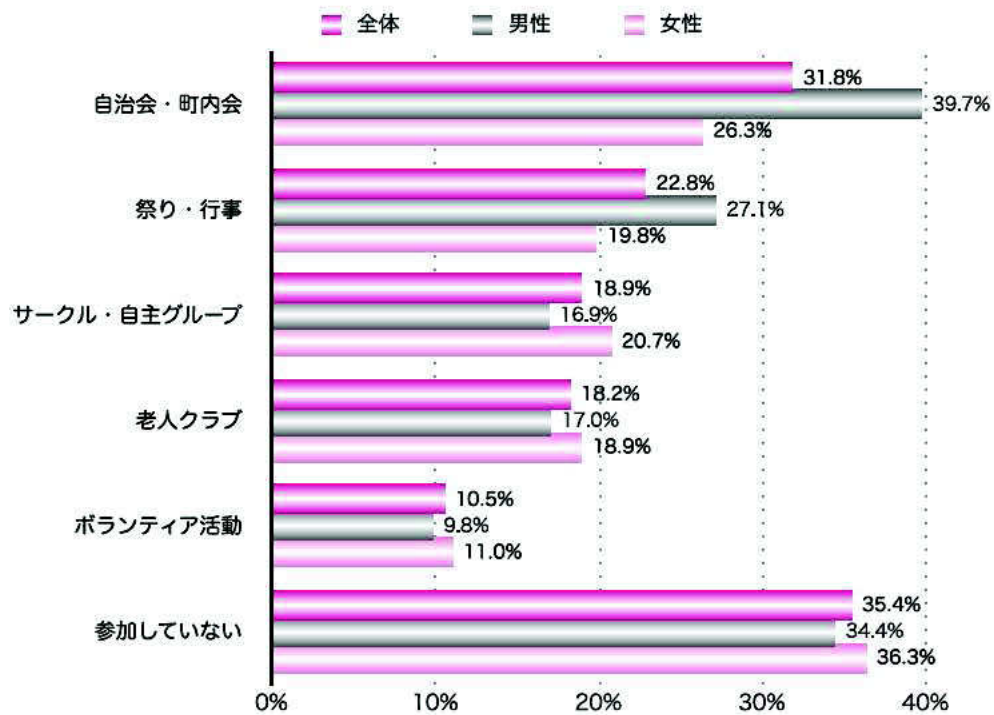
● 図30：高齢者の趣味や生きがいの有無 [N=3,580]



● 図31：介護予防事業の認知度 [N=3,580]



● 図32：高齢者の地域活動等の参加状況 [N=3,580]



○資料：三原市日常生活圏域ニーズ調査介護サービスニーズ調査結果 [平成23(2011)年]

施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課						
① 高齢者等の社会参加の促進										
生涯学習活動の推進	老人大学、コミュニティセンター、公民館などにおいて、社会の変化やニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めます。また、地域間、施設間の連携を密にし、高齢者の日常生活圏域*における学習事業の体制整備に努めます。	実施	継続	高齢者福祉課 保健福祉課 生涯学習課						
老人クラブ活動の支援	老人クラブ活動について普及・啓発を推進すると共に、住民自治組織と連携強化を促進します。	実施	継続	高齢者福祉課						
シルバー人材センター事業の支援	三原市シルバー人材センターにおける会員確保、就業機会の開拓・提供、研修会の開催、情報の収集・提供などを促進します。	実施	継続	商工振興課						
② 介護予防等の推進										
介護予防事業の実施	将来要介護状態になる危険性の高い高齢者に対し、各種介護予防事業を実施し、要介護状態になることの予防を図ります。 ●要介護認定率 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値(H22)</td> <td style="font-size: 2em; color: magenta;">➡</td> <td style="text-align: center;">目標値(H26)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19.9%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> </table>	現状値(H22)	➡	目標値(H26)	19.9%		20%	実施	継続	高齢者福祉課
現状値(H22)	➡	目標値(H26)								
19.9%		20%								
包括的支援事業の実施	高齢者相談センター（地域包括支援センター）において、介護予防のケアマネジメント*、総合相談、権利擁護*事業などを実施し高齢者を支援します。	実施	継続	高齢者福祉課						
認知症対策事業の実施	認知症理解の普及啓発、認知症予防、早期相談体制の充実、見守り支援などに取り組み、三原市認知症ケアシステムを推進します。 ●認知症サポーター*の登録 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値(H23)</td> <td style="font-size: 2em; color: magenta;">➡</td> <td style="text-align: center;">目標値(H26)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7,100人</td> <td></td> <td style="text-align: center;">8,900人</td> </tr> </table>	現状値(H23)	➡	目標値(H26)	7,100人		8,900人	実施	継続	高齢者福祉課
現状値(H23)	➡	目標値(H26)								
7,100人		8,900人								

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
③ 地域生活の支援				
在宅生活の支援	介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるような地域生活支援体制を構築します。 ●家族介護継続支援事業の実施 ●在宅福祉サービスの実施	実施	継続	高齢者福祉課

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
要介護認定率	19.9%(H22)	20%(H26)
認知症サポーターの人数(累計)	7,100人	8,900人(H26)

施策(4) 子どもがのびのび育つ環境づくり

現状と課題

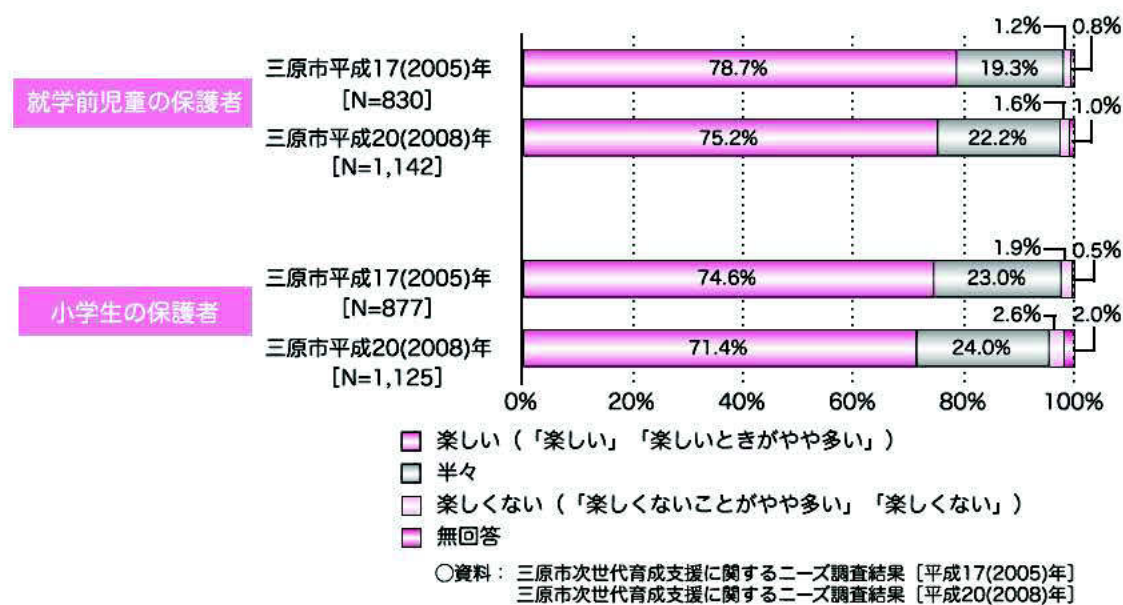
◇ 市民意識調査結果から

- 子育てが楽しいと感じている保護者は、就学前児童の保護者の75.2%、小学生の保護者の71.4%で、平成17(2005)年と比較して減少する傾向がみられました。(図33)
- 子育てに自信が持てない保護者は、就学前児童の保護者で14.0%となっており、平成17(2005)年11.7%と比較して増加傾向にあります。(図34)
また、子育ての負担感・不安感では、過半数57.1%の保護者が負担や不安を感じることもある(「ある」「少しある」と回答しています。(図35)
- 「虐待を見聞きしたことがある」人は全体の5.9%、「おかしいと思ったことがある」人は10.3%いました。また、自分自身が「虐待をしている」と感じたことがある人が9.4%、「あとで虐待だったかと思うことがある」人が32.2%いました。乳幼児、児童に対する虐待は全国的にも増加しており、今後、関係機関や地域と連携した防止対策の推進が求められます。(図36、図37)
- 地域の人が子育てを支えてくれている(「そう思う」「少しそう思う」と感じている保護者は全体の51.6%でした。(図38)

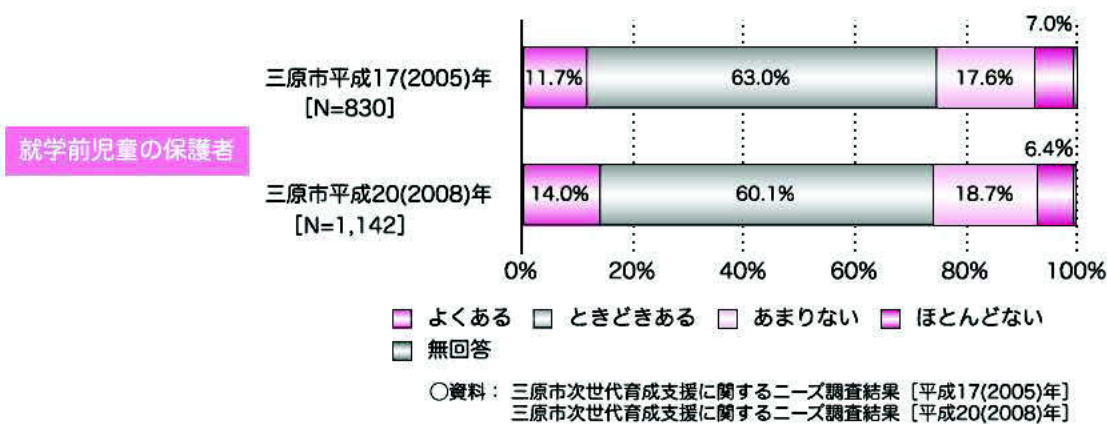
◇ 第1次プランを実施しての課題

- 地域における子育て支援の充実では、地域子育て支援センターやつどいの広場、ファミリー・サポート・センターの設置など、子育て支援環境の整備を推進しました。また、放課後児童クラブ、放課後子ども教室などで、放課後の子どもの健全育成を図ったほか、地域交流などを行い、地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図りました。数値目標を掲げていた項目では、子育て支援センター、つどいの広場、ファミリー・サポート・センターの設置については目標値に達していますが、子育て支援総合コーディネーターの配置については未実施となっており、今後、次世代育成支援行動計画における目標年度(平成26(2014)年度)までの配置に向けて検討しています。
- 子どもの健全育成については、地域・学校・関係機関などが連携して、街頭補導やキャンペーンを行い非行防止・青少年の健全育成に努めたほか、青少年問題協議会の運営、食育の推進などを実施し、関係機関相互の連携が進みました。
- 安心して子どもが育つ環境整備については、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携により児童虐待の未然防止に努めました。また、不登校児童への対応について、心の教室相談員の配置などにより、不登校児童生徒数は減少傾向にあります。

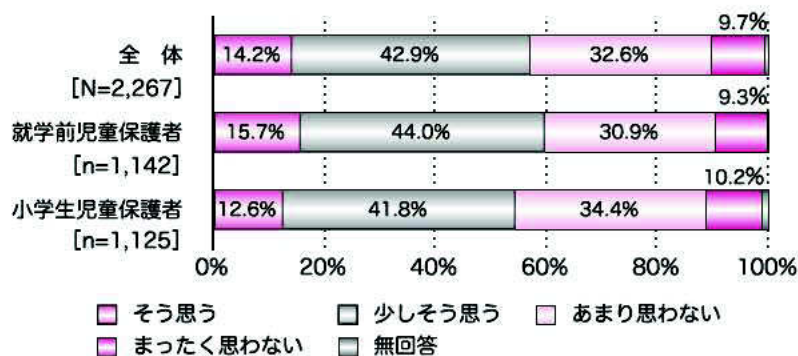
● 図33：子育ての楽しさ



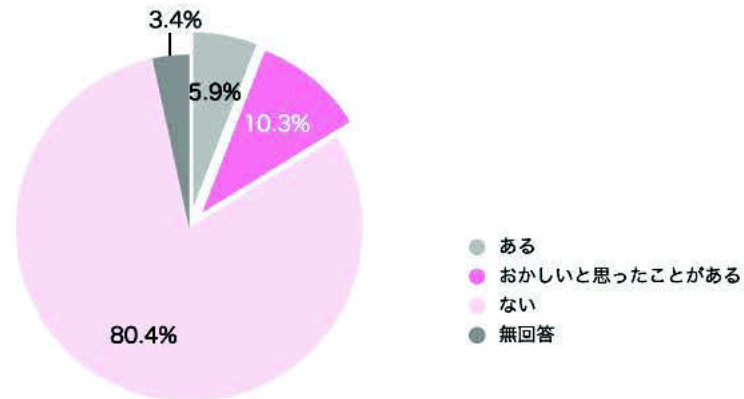
● 図34：子育てに自信が持てないこと



● 図35：子育てを負担・不安に感じること [N=2,267]

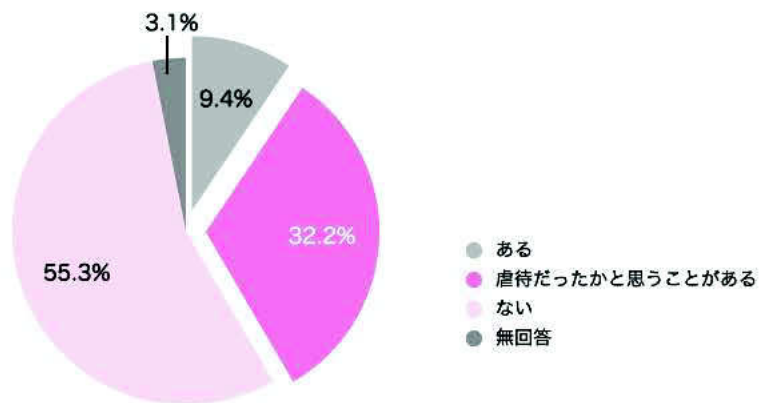


● 図36：虐待を見聞きした経験の有無 [N=2,267]



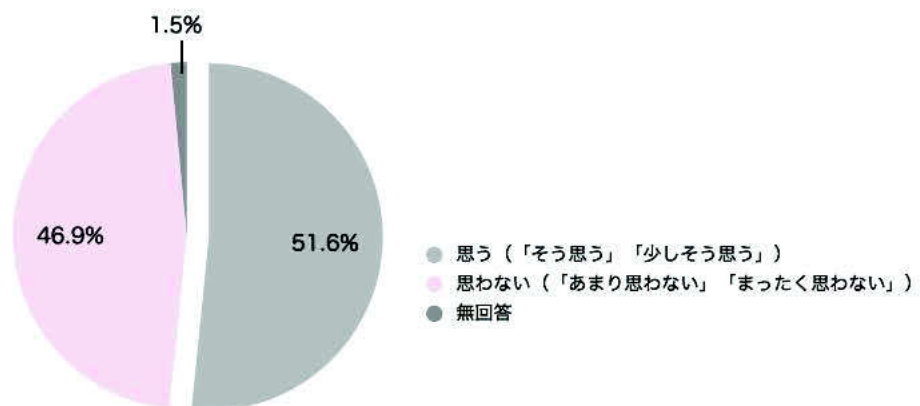
○資料：三原市次世代育成支援に関するニーズ調査結果 [平成20(2008)年]

● 図37：虐待をしていると感じたことの有無 [N=2,267]



○資料：三原市次世代育成支援に関するニーズ調査結果 [平成20(2008)年]

● 図38：地域の子育て支援体制（地域の人が子育てを支えてくれていると思うか） [N=2,267]



○資料：三原市次世代育成支援に関するニーズ調査結果 [平成20(2008)年]

施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
① 地域における子育て支援の充実				
地域子育て支援センターの設置	保育所などに地域子育て支援センターを設置し、子育て中の親子の交流や子育てサークルへの支援などを総合的にを行います。	実施	拡充	子育て支援課
つどいの広場の設置	主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供する「つどいの広場」の設置をします。 ●つどいの広場の設置 現状値(H23) 1カ所 → 目標値(H28) 3カ所	実施	拡充	子育て支援課
放課後の子どもの健全育成	放課後子どもプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図りながら、放課後の子どもの健全育成を推進します。放課後子ども教室については、未設置校区については、地域の状況を見ながら、設置に向けて検討を行います。 ●放課後児童クラブの設置 現状値(H23) 22カ所 → 目標値(H28) 23カ所	実施	拡充	子育て支援課 生涯学習課 青少年女性課
子育て支援総合コーディネーター事業	多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメント、利用援助などを行います。 ●子育て支援総合コーディネーターの配置 現状値(H23) - → 目標値(H26) 実施	-	実施	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの設置	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化したファミリー・サポート・センターを設置し、その相互援助活動を円滑に運営するために提供会員の増員に努めます。	実施	拡充	子育て支援課

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
地域交流の推進	<p>高齢者との交流や中高生による体験学習、郷土芸能の伝承活動、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携など、地域・学校・家庭での交流を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援サロン（社会福祉協議会）の開催 ●保育所地域活動事業の実施（老人会との交流・体験学習） ●地域交流の推進 ●子育てサポート充実事業の実施 	実施	継続	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
少子化意識の啓発	市広報などによる意識啓発や情報提供、各種講座やセミナーなどの開催を行います。	実施	継続	子育て支援課
② 子どもの健全育成の推進				
青少年健全育成	地域・学校・関係機関・団体などとの連携により、街頭補導やキャンペーン事業を実施して非行の防止・保護の徹底に努めます。また、関係機関・団体などの地域住民と連携・協力して、関係業界に対する子どもの有害情報の自主的措置を働きかけるほか、PTAと連携して子どもへの有害情報の危険性についての啓発活動を推進します。	実施	継続	青少年女性課
青少年問題協議会	<p>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策の実施のため、地域・関係機関・団体との連絡調整を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●青少年問題協議会の開催 	実施	継続	青少年女性課
食育の推進	心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、望ましい食習慣や知識の習得、生活リズムの向上、子どもの肥満防止、また、食に対する感謝の気持ちを育て、理解を深めるための食育を推進します。	実施	継続	学校教育課
③ 安心して子どもが育つ環境整備				
共助による子育て支援の推進	<p>重点事業5</p> <p>地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進します。ファミリー・サポート・センターにおける提供会員を増やして、母親が安心して就労できる環境をつくります。</p>	実施	拡充	子育て支援課
虐待防止ネットワークの形成	<p>児童虐待に関する啓発（通告義務）を推進すると共に、関係機関との連携を強化して相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会の設置 	実施	継続	子育て支援課

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
子どものいじめや不登校に対する対策	心の教室相談員やスクールカウンセラーによる児童・生徒・保護者の悩みへの相談対応，児童・生徒の学校生活への復帰や適応力の回復・育成を図ります。また，心の支援相談員の人材確保に努めると共に，その配置について，学校の現状を把握し計画的に推進します。 ●三原ふれあい相談の実施 ●カウンセリング・相談活動事業の実施 ・心の教室相談員の配置 ・スクールカウンセラーの配置 ●三原ふれあい教室（適応指導教室）の設置	実施	継続	学校教育課 青少年女性課
地域防犯活動の推進	市民の自主防犯活動を推進するため，情報の提供，対象者に応じた参加・体験・実践型の防犯学習を推進します。また，多様化する犯罪へ対応するため，関係機関の連携の強化を図ります。	実施	継続	市民生活課

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
つどいの広場の設置	1カ所	3カ所
放課後児童クラブの設置	22カ所	23カ所
子育て支援総合コーディネーターの配置	—	実施
子育てが楽しいと感じる保護者の割合（就学前児童の保護者）	75.2%(H20)	80%以上 (H26)
子育てが楽しいと感じる保護者の割合（小学生の保護者）	71.4% (H20)	75%以上 (H26)
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合（就学前児童の保護者）	59.7% (H20)	50%以下 (H26)
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合（小学生の保護者）	54.4% (H20)	45%以下 (H26)

施策(5) 国際交流や国際協力の取組みの推進

現状と課題

◇ 担当課自己評価から

- 国際理解，異文化理解の促進については，シンガポールからの生徒の来訪や市内中学生14名がシンガポールを訪れるなど，青少年海外研修交流事業の推進をとおして，国際化時代に対応できる人材の育成並びに国際感覚の醸成を図り成果を挙げています。
- 国際交流の充実では，多言語ガイドの発行や日本語学習ボランティア養成講座開催により異文化交流を促進しました。
今後も，国際社会の動きについての情報の受発信と，国際交流や国際協力に関する取組みを充実させていく必要があります。

施策の展開

主要事業	事業概要	実施状況	今期の方向	担当課
① 国際理解・異文化理解の促進				
国際感覚豊かな人づくり	国際感覚を養う機会を提供し，国際化時代に対応する資質を育成します。 ●青少年海外研修交流事業の実施	実施	継続	青少年女性課
② 国際交流の充実				
国際交流体制の整備	市民・民間団体・行政などが協調連携し外国人に対するサービスの向上を推進するとともに，異文化交流をとおして国際性豊かな地域社会づくりを推進します。 ●日本語学習支援ボランティア養成講座の開催 現状値(H22) 63人 → 目標値(H28) 300人	実施	継続	政策企画課
国際交流団体への支援	国際理解を高めるため，外国人と地域住民との交流事業を行う国際交流団体に対して支援を行います。 ●国際交流団体の活動支援	実施	継続	生涯学習課

評価指標

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
日本語学習支援ボランティア養成講座受講者数(累計)	63人	300人

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

施策の検証を行うとともに、その目標と成果をわかりやすく示すため、施策の評価指標を定め、達成度を測ります。

目標年次は、平成28（2016）年度までとし、次期計画の取組みに活かします。

基本目標1 男女共同参画を進めるための人づくり

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
施策(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
女性リーダー育成塾（仮称）の開催	—	1回以上
女性委員候補者リスト新規登録者数	—	25人
男女共同参画セミナーの参加者数	207人	255人以上
各種審議会における女性委員の割合	23.2%	30%以上
政治の場における男女の地位が平等だと感じる人の割合	12.4%	20%以上
施策(2) 教育・学習の推進		
新学習指導要領の内容に即した指導計画の作成	—	整備
男女共同参画に関する世代別教育プログラムの整備・充実	—	整備
社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合	12.1%	25%
学校教育における男女の地位が平等だと感じる人の割合	56.1%	65%

基本目標2 男女共同参画を実現するための環境づくり

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
施策(1) 広報・啓発の充実		
市民協働ホームページへの登録団体数	54団体	120団体(H26)
社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合（再掲）	12.1%	25%
施策(2) 職場における男女共同参画の推進		
家族経営協定の締結数	0件	7件
女性の参画により「6次産業化」など経営の多角化を進めている法人数	2法人	5法人

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
起業家支援セミナー受講者数（累計）	3人(H22)	25人
働く女性にとって職場環境が働きやすいと感じる人の割合	51.9%	60%以上
職場における男女の地位が平等と感じる人の割合	17.6%	25%以上
施策(3) 家庭における男女共同参画の推進		
男性向け介護教室の開催	—	実施
家族介護者交流事業の男性参加者数	49人	60人
延長保育事業実施箇所数	11カ所	11カ所(H26)
休日保育事業実施箇所数	1カ所	1カ所(H26)
病児・病後児保育事業実施箇所数	3カ所	4カ所(H26)
一時預かり事業実施箇所数	6カ所	7カ所(H26)
家庭生活における男女の地位が平等と感じる人の割合	30.1%	43%
施策(4) 男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進		
相談しやすい体制（人口10万人当たりの相談件数が県平均以上）	280件(H22)	300件
施策(5) 地域における男女共同参画の推進		
地域別ミニ集会の参加者数	142人	150人
地域活動や行事に参加したことがある人の割合	80.3%	90%以上

基本目標3 男女共同参画を支える社会づくり

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
施策(1) 市民団体等との協働による男女共同参画の推進		
出前講座の利用件数	871件(H22)	890件以上
施策(2) 生涯を通じた健康づくり支援		
朝食を食べる人の割合	86.1%(H20)	90%以上(H26)
乳がん検診の受診率	15.1%(H20)	28%以上(H26)
施策(3) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり		
要介護認定率	19.9%(H22)	20%(H26)
認知症サポーターの人数（累計）	7,100人	8,900人(H26)

評価項目	現状 [平成23(2011)年度]	目標 [平成28(2016)年度]
施策(4) 子どもがのびのび育つ環境づくり		
つどいの広場の設置	1カ所	3カ所
放課後児童クラブの設置	22カ所	23カ所
子育て支援総合コーディネーターの配置	—	実施
子育てが楽しいと感じる保護者の割合（就学前児童の保護者）	75.2%(H20)	80%以上 (H24)
子育てが楽しいと感じる保護者の割合（小学生の保護者）	71.4% (H20)	75%以上 (H24)
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合（就学前児童の保護者）	59.7% (H20)	50%以下 (H24)
子育てに不安感や負担感を持つ保護者の割合（小学生の保護者）	54.4% (H20)	45%以下 (H24)
施策(5) 国際交流や国際協力の取組みの推進		
日本語学習支援ボランティア養成講座受講者数（累計）	63人	300人

(注)目標欄にカッコ書きで表記されている年度は、他の計画により定められている目標年次です。

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

1 三原市男女共同参画推進条例の制定

本市では、男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、男女がお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、取組みを進めていますが、少子化や長寿社会の到来等、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応していくためには、なお一層の取組みが求められています。

よって、市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる者との協働により、家庭生活、仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の調和が図られた男女共同参画社会を実現するため、三原市男女共同参画推進条例を平成23年3月に制定し、10月1日に施行しました。

計画の推進にあたっては、三原市男女共同参画推進条例に基づき、多様な主体の参加・参画のもと推進していきます。

三原市男女共同参画推進条例の概要

男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる者という多様な主体の協働により、家庭生活、仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の調和が図られた男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。（前文）

条例の目的

男女共同参画を推進するために必要な基本的な考え方と、市、市民、市民団体、事業者、そして教育に携わる人たちが協働で行っていくことを定めています。

（第1条）

定義

条文中で使う言葉について定義

（第2条）

基本的な考え方

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 男女の人権の尊重 | (2) 制度や慣行が及ぼす影響の配慮 |
| (3) 政策立案や決定への共同参画 | (4) 家庭での活動と他の活動との調和 |
| (5) 互いの性の理解と健康な生活 | (6) 国際的協調の下での推進 |

（第3条）

それぞれが 行うこと

市	市民や市民団体	事業者	教育に携わる者
<ul style="list-style-type: none"> ○各種施策の総合的・計画的な推進 ○財政上の措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な考え方を理解した行動 ○市が行う施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と他の活動との調和がとれる職場環境の整備 ○市が行う施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な考え方に配慮した教育
（第4条）	（第5条）	（第6条）	（第7条）

協働して実現するために 行っていくこと

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ●基本計画の策定（第8条） | ●市民や市民団体、事業者の活動の支援（第9条） |
| ●家庭での活動と他の活動の両立支援（第10条） | ●生涯を通じて健康に活動することへの支援（第11条） |
| ●性による差別的な取扱いなどへの支援（第12条） | ●苦情の処理・調査研究（第13・14条） |
| ●表彰・年次報告（第15・16条） | ●審議会の設置（第17条） |

2 計画の推進

(1) 推進体制の整備

三原市男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すると共に、市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる人の協働による推進体制を整備します。

また、三原市男女共同参画推進本部の組織強化と男女共同参画に関する職員研修の充実に努め、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるよう推進します。

(2) 市民参画による推進

計画の推進にあたっては、市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる者が一体となって取り組むことができるように、各主体間の連携を図り、計画内容の周知、各種情報の公開を行うと共に、ネットワークづくりの支援に努めます。

また、各主体の積極的な参画による男女共同参画を促進するため、市民リーダーの養成に力を入れます。

(3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

市民・市民団体・事業者等の男女共同参画への理解を深め、主体的な取組みを支援するため、広報紙『with YOU』やホームページの活用などによる男女共同参画に関する情報提供を充実します。

(4) 男女共同参画の拠点機能の整備

総合相談、情報提供、調査研究などの機能を持った男女共同参画の拠点整備について、他の関連する部門とも連携を図りながら、設置方法や運営方法などについて検討します。

(5) 施策の点検・評価

男女共同参画施策の年次ごとの達成状況を、三原市男女共同参画審議会へ報告し評価・点検すると共に、評価結果をホームページや情報誌を通じて公表します。

(6) 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関との連携に努め、情報の共有化や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。

資料1 男女共同参画基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

資料2 三原市男女共同参画推進条例

平成23年3月31日
条例第9号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本施策等(第8条—第16条)

第3章 男女共同参画審議会(第17条)

第4章 雑則(第18条)

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会とも連動して進められる中、男女共同参画社会基本法が制定された。

三原市においても、この基本法の理念にのっとり、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、取り組みを進めているが、少子化や長寿社会の到来等、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応していくためには、なお一層の取り組みが求められている。

よって、私たちは、市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる者という多様な主体の協働により、家庭生活、仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の調和が図られた男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内で活動するすべての個人のことをいう。
- (4) 市民団体 市内において活動する特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体のことをいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人のことをいう。
- (6) 教育に携わる者 市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校において教育に携わる者及び市が実施する社会教育に携わる者のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女がその持てる力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活と仕事、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び市民団体の責務)

第5条 市民及び市民団体(以下「市民等」という。)は、第3条の基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、事業活動に関して、男女が対等な立場で参画する機会を確保し、仕事と家庭、地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

第2章 基本施策等

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定又は変更(以下「策定等」という。)するに当たって、市民等、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画の策定等をするに当たって、あらかじめ三原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画の策定等をしたときは、公表しなければならない。

(男女共同参画に関する活動の支援)

第9条 市は、市民等及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第10条 市は、家族を構成する男女が、互いに家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立させることができるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第11条 市は、男女が互いに身体的特徴及び性について理解し、生涯にわたり健康に生活できるよう、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性にに基づく差別的取扱い等に対する支援)

第12条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性にに基づく差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

- 2 市は、あらゆる性に基づく人権侵害を防止するための施策を講ずるよう努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、相談機関及び各種制度の紹介、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 市民等、事業者又は教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関との連携を図りながら必要な助言を行う等適切に対応するものとする。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による申出に対応するため、三原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等、事業者又は教育に携わる者を表彰することができる。

(年次報告)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(三原市男女共同参画審議会)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、三原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びに審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

資料3 三原市男女共同参画推進条例施行規則

平成23年9月30日
規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、三原市男女共同参画推進条例(平成23年三原市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第13条第1項の規定による苦情の申出は、申出書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

(対応)

第3条 市長は、前条の申出を受けたときは、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市の関係課より対応案の提出を受けるものとし、その内容の重要性及び緊急性を考慮し、三原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)への諮問について判断する。

(苦情処理しない申出)

第4条 市長は、次に掲げる事項に該当するものは、苦情の申出の処理を行わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 専ら私人間の紛争の解決を目的としている事項
- (6) 審議会の行為に関する事項
- (7) 他の法令に基づき処理すべき事項
- (8) その他市長が適当でないと認める事項

(苦情対応の通知)

第5条 第3条に規定する対応案について、審議会から意見が出されたときは、その意見を尊重しつつ関係課等と再調整し、対応を決定し、その結果を当該苦情の申出者に対し、申出対応通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(表彰の応募方法)

第6条 条例第15条の規定による表彰(以下「表彰」という。)の応募は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 市民の部 三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙(市民の部)(様式第3号)
- (2) 市民団体の部 三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙(市民団体の部)(様式第4号)
- (3) 事業者の部 三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙(事業者の部)(様式第5号)
- (4) 教育に携わる者の部 三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙(教育に携わる者の部)(様式第6号)

2 前項の応募は、自薦、他薦を問わない。

(表彰の審査)

第7条 市長は、前条の規定により応募のあったものについて、審議会の審査を経て、被表彰者を決定するものとする。

(三原市男女共同参画審議会組織)

第8条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、行動計画の策定又は変更について、条例第8条第3項の規定により意見を述べること。

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

- (2) 市長の諮問に応じ、苦情の申出への対応について、条例第13条第3項の規定により意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。
 - (4) 第7条に規定する被表彰者の審査に関すること。
- 2 審議会は、委員13人以内で組織する。この場合において男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 3 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) 関係団体の代表者
 - (4) その他市長が必要と認める者
 - 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 審議会の会議は、原則として公開とする。

(専門部会)

- 第10条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
 - 4 部会長は、部会の事務を総理する。
 - 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(関係者の出席)

- 第11条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者その他参考人の出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

- 第12条 審議会の庶務は、青少年女性課において処理する。

(雑則)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 審議会の最初の会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

様式第1号（第2条関係）

<p>申 出 書</p> <p>年 月 日</p> <p>三 原 市 長 様</p> <p>(申出人) 住 所 〒 ー</p> <p>氏 名</p> <p>電話番号 () ー</p> <p>三原市男女共同参画推進条例第13条第1項の規定により，次のとおり申出をします。</p>	
申出の理由	市に意見を申し出る理由を簡潔に記入してください。
申出の概要	内容を具体的に記入してください。
関係する市の部署等の名称	
他の機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない 該当 <input type="checkbox"/> にレ点を記入してください。
	相談等をしている場合は，具体的に記入してください。
配慮を望む事項等	

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

様式第2号（第5条関係）

申出対応通知書	
年 月 日	
(申出人) 住所 〒 ー 法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地 氏名 法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名 電話番号 () ー	
三原市長 印	
平成 年 月 日付けで申出のあつた事案について、下記のように 対応したので通知します。	
申出事案	
対応内容	
	審議会からの意見

様式第3号（第6条関係）

三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙（市民の部）

年 月 日

推薦者（自薦の場合は候補者欄のみご記入ください。）

ふりがな	
氏名	
住所	〒
電話番号	() -

候補者

ふりがな	
氏名	
住所	〒
電話番号	() -
生年月日	年 月 日
取組み状況	A. 男性の育児休業取得者 取得期間 年 月 日 (年 月 日～ 年 月 日) 勤務先 () ※ 内容が証明できるものを添付してください。
	B. 女性の自治(町内)会長 ※当番制を除く 就任期間 年 月 日 (年 月 ～ 年 月) 自治(町内)会名 () ※ 自治(町内)会会則(写)を添付してください。
	C. その他の取組み 取組み期間 年 月 日 (年 月 ～ 年 月) 取組み概要

※ 裏面も必ずご記入ください。

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

推薦理由

具体的な内容をお書きください。

様式第4号（第6条関係）

三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙（市民団体の部）

年 月 日

推薦者（自薦の場合は候補者欄のみご記入ください。）

し 氏	めい 名	
住 所		〒
電話番号	()	—

候補者

だんたいめい 団体名 (代表者名)	
団体住所	〒
電話番号	() —
結成年月日	年 月 日

1 候補者の取組みや活動の目的

--

2 候補者の取組みや活動の内容

--

※裏面も必ずご記入ください。

3 候補者の取組みや活動の実績

4 候補者の取組みや活動が与えた現代社会への影響・成果

様式第5号（第6条関係）

三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙（事業者の部）

年 月 日

(ふりがな) 事業者		(ふりがな) 代表者名	
所在地	〒 ー	電話番号 FAX番号 E-mail	
業種内容 (○をつけてください。)	1. 鉱業 2. 建設業 3. 製造業 4. 電気・ガス・水道業 5. 情報通信業 6. 運輸業 7. 卸売・小売業 8. 金融・保険業 9. サービス業 10. その他	組織人員	女性 人 男性 人
設立年月	年 月		全体 人

■ 該当する取組の□欄に「レ」をご記入ください。（複数回答可）

1. 男女がともに働きやすい、活動しやすい環境づくりについて	
<input type="checkbox"/>	就業規則などにセクシュアル・ハラスメント禁止を明文化している。
<input type="checkbox"/>	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修会の実施、啓発資料の配布、掲示等、従業員の意識や認識を高めるための取組みを行っている。
<input type="checkbox"/>	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口やセクシュアル・ハラスメント防止委員会等を設置し、常に職場での実態把握に努めている。
<input type="checkbox"/>	仕事と家庭の両立に悩む従業員のための相談体制が整備されている。
<input type="checkbox"/>	業務改善提案制度を設け、それに基づき、改善提案を取り入れている。
<input type="checkbox"/>	社内の現状把握のためのアンケートや意識調査等を実施している。
<input type="checkbox"/>	禁煙・分煙を実施している。
<input type="checkbox"/>	男女がともに活動しやすい環境とするための施設・設備の改善に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	パートから正社員への転換制度を導入している。
2. 女性の能力活用や活動領域拡大について	
<input type="checkbox"/>	女性の採用を拡大している。
<input type="checkbox"/>	これまで女性がいない又は少なかった職場や職種に女性を積極的に配置している。
<input type="checkbox"/>	新たな職域を目指す女性に対し、資格取得の支援を行っている。
<input type="checkbox"/>	企画・立案等に女性も積極的に参画している。
<input type="checkbox"/>	女性中心のプロジェクトチーム等がある。
<input type="checkbox"/>	女性の能力や適性に応じた昇進・昇格及び配置を行なっている。
<input type="checkbox"/>	管理職へ女性も登用している。
<input type="checkbox"/>	昇進・昇格試験の受験を女性に積極的に奨励している。
<input type="checkbox"/>	女性に対し、男性と同等の教育訓練・研修等を実施している。

(裏面へ続く)

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

3. 仕事やその他の活動と家庭生活との両立支援について	
<input type="checkbox"/>	産前産後休暇制度が活用されている。
<input type="checkbox"/>	妊産婦が就業時間内に健診等に行くことができる。
<input type="checkbox"/>	妊娠障害（つわり，妊娠中毒症など）休暇等，特別の休暇制度を設けている。
<input type="checkbox"/>	育児，介護などを行いながらも，仕事を続けられるように，育児，介護のための休暇制度を導入，活用されている。
<input type="checkbox"/>	男性も育児・介護休業制度を活用している。
<input type="checkbox"/>	ワーク・ライフ・バランスを進めるため，時間外勤務の縮減や，年次休暇の積極的な取得を促進している。
<input type="checkbox"/>	育児・介護等の休暇後に復職した際の短時間勤務にも柔軟に対応している。
<input type="checkbox"/>	育児・介護等により休業した従業員が復職しやすいように休業中の情報提供等，円滑な職場復帰のための取組みを行なっている。
<input type="checkbox"/>	再就職，再雇用制度がある。
<input type="checkbox"/>	事業所内に託児施設がある。
<input type="checkbox"/>	育児・介護を行なう従業員のために，在宅勤務，フレックスタイムなど柔軟な勤務制度がある。
<input type="checkbox"/>	消防団や災害復旧活動等のボランティア活動を行う場合の特別休暇を認めている。
4. その他，男女が共同して参画する社会づくりに積極的に取り組んでいる事例について	
<input type="checkbox"/>	男女の固定的な役割分担意識の解消のために管理職や従業員の意識啓発等に取り組んでいる。
※ その他，男女共同参画社会の実現に向け，積極的に取り組んでいる事例やアピールしたい点を，ご記入ください。	

連絡先	所属部署	担当者名	電話番号
-----	------	------	------

注1 男女共同参画あるいは男女雇用機会均等の推進に関し，新聞や雑誌の記事などの資料がありましたら，添付してください。

2 取組み内容が書ききれない場合は，別紙で添付してください。

3 必要に応じて，取組み内容の説明を補足する資料があれば，添付してください。

4 事業者の概要が判るパンフレット等があれば，添付してください。

5 詳しい内容をうかがうため，お電話させていただくか，または訪問させていただくことがあります。

様式第6号（第6条関係）

三原市男女共同参画社会づくり表彰応募用紙（教育に携わる者の部）

年 月 日

推薦者（自薦の場合は候補者欄のみご記入ください。）

ふりがな	
氏名	
住所	〒
電話番号	() -

候補者

ふりがな	
氏名	
住所	〒
電話番号	() -
生年月日	年 月 日
取組み状況	

※裏面も必ずご記入ください。

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

推薦理由

具体的な内容をお書きください。

資料4 三原市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年8月1日
要綱第230号

(設置)

第1条 三原市における男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的かつ体系的に推進するため、三原市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び当該計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する総合的推進に関すること。
- (3) その他目標達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、担当副市長をもって充て、本部を統括する。
- 3 副本部長は、教育長をもって充て、本部長を補佐するとともに本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、部長級の職にある者をもって充てる。

(推進委員会の設置)

第4条 推進本部に、男女共同参画社会実現のための啓発、推進、連絡調整に関する事項並びに推進本部で決定した事項の実施に関することを協議するため、推進委員会を置く。

- 2 推進委員会の委員長は教育部長、副委員長は政策企画課長をもって充てる。
- 3 推進委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 推進委員会に、専門部会を設けることができる。
- 5 専門部会は、推進委員及び本部長が指定する係長の職にある者をもってこれに充てる。

(運営)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、青少年女性課内に置く。
- 3 事務局長は、青少年女性課長をもって充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月28日三原市要綱第114号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日三原市要綱第73号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日三原市要綱第50号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日三原市要綱第51号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

総務企画部	総務課長	職員課長	秘書広報課長	政策企画課長
本郷支所	地域振興課長			
久井支所	地域振興課長			
大和支所	地域振興課長			
財務部	財政課長			
保健福祉部	保健福祉課長	社会福祉課長	高齢者福祉課長	子育て支援課長
生活環境部	まちづくり推進課長	市民課長	人権推進課長	
経済部	商工振興課長	農林水産課長		
建設部	土木管理課長			
都市部	都市政策課長	建築課長		
教育委員会	教育振興課長	学校教育課長	スポーツ振興課長	
	生涯学習課長	中央図書館長	青少年女性課長	
消防本部	総務課長			
水道部	管理課長			

資料5 三原市男女共同参画審議会委員

氏名	所属・役職等	備考
会長 岡光 京子	県立広島大学保健福祉学部教授	学識経験者
副会長 平野 敬二	三原商工会議所専務理事	関係団体
田中 聡子	県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科講師	学識経験者
片島 尚子	税理士	市民
南方 順子	公募委員	市民
天野 順治	三原公共職業安定所所長	関係団体
井原 剛治	三原市立中学校長会代表	関係団体
亀田 睦雄	連合広島三原地域協議会会長	関係団体
正田 和子	人権擁護委員	関係団体
藤原 真由美	ウィメンズ・ネットワーク会長	関係団体
松本 耕三	三原臨空商工会会長	関係団体
村上 招子	みらい子育てネット・みはら代表代理	関係団体

女性 7人/12人 (58%)

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

資料6 三原市男女共同参画プラン(第2次)策定経過

期 日	事 項
平成23年(2011) 8月	男女共同参画推進本部会議 ・市民意識調査項目について検討
9月	男女共同参画社会に関する市民意識調査の実施 (2,000人対象)
10月	三原市男女共同参画推進委員会 ・三原市男女共同参画プラン(第2次)の取組みについて 三原市男女共同参画推進本部会議 ・三原市男女共同参画プラン(第2次)の取組みについて
11月	三原市男女共同参画審議会 ・委員委嘱 ・三原市男女共同参画プラン(第2次)のあり方について諮問
12月	三原市男女共同参画審議会 ・市民意識調査結果について ・重点課題及び施策の検討 三原市男女共同参画推進本部会議 ・市民意識調査結果について ・計画書骨子案(構成案)について
1月	三原市男女共同参画審議会 ・重点課題及び施策の検討 三原市男女共同参画審議会 ・答申書について 三原市男女共同参画推進本部 ・計画書骨子案(構成案)について 三原市男女共同参画審議会 ・三原市男女共同参画プラン(第2次)のあり方について答申
2月	三原市男女共同参画推進本部会議 ・パブリックコメントについて ・三原市男女共同参画プラン(第2次)素案について パブリックコメントの実施
3月	三原市男女共同参画推進本部会議 ・三原市男女共同参画プラン(第2次)について 三原市男女共同参画審議会 ・三原市男女共同参画プラン(第2次)について

資料7 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界(国連)の動き	日本の動き	三原市の動き
昭和20 (1945)年	●「国際連合憲章」採択 ●「国際連合」発足	●「衆議院選挙法」改正公布(婦人参政権, 12月)	
昭和21 (1946)年	●国連「婦人の地位委員会」設置	●第22回衆議院総選挙で初の婦人参政権行使 ●「日本国憲法」公布(11月), 施行(昭和22年5月)	
昭和22 (1947)年		●「労働基準法」公布(4月), 施行(9月) ●「民法」改正(12月, 家制度廃止)	
昭和23 (1948)年	●「世界人権宣言」採択(第3回国連総会)		
昭和42 (1967)年	●「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(第22回国連総会)		
昭和50 (1975)年	●国際婦人年 ●国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	●「婦人問題企画推進本部」設置 ●「婦人問題企画推進会議」設置 ●「女子教育職員, 看護婦, 保母等の育児休業に関する法律」公布(7月), 施行(昭和51年4月)	
昭和51 (1976)年	●「国連婦人の十年」開始(1976~1985年)	●「民法」改正・施行(離婚後の姓の選択自由, 6月)	
昭和52 (1977)年		●「国内行動計画」策定 ●「国立婦人教育会館」開館	
昭和54 (1979)年	●「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会), 発効(1981年)		
昭和55 (1980)年	●「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	●「女子差別撤廃条約」署名, 批准・発効(昭和60年6月)	
昭和56 (1981)年	●ILO「男女労働者, 特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(第156号)」及び「同勧告」採択	●「民法」改正・施行(配偶者の相続分1/3~1/2へ引き上げ, 1月)	
昭和60 (1985)年	●「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「国籍法」改正・施行(子の国籍: 父系血統主義から父母両系主義へ, 1月) ●「男女雇用機会均等法」公布(6月), 施行(昭和61年4月) ●「労働者派遣法」公布(7月), 施行(昭和61年7月)	
昭和61 (1986)年		●「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ●「国民年金法」改正・施行(サラリーマンの妻にも年金権確立, 4月)	
昭和62 (1987)年		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成2 (1990)年	●国連婦人の地位委員会拡大会期 ●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成3 (1991)年		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ●「育児休業法」公布(5月), 施行(平成4年4月)	

年	世界(国連)の動き	日本の動き	三原市の動き
平成5 (1993)年	<ul style="list-style-type: none"> ●世界人権会議(ウィーン)開催「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(国連第48回総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「パートタイム労働法」公布(6月), 施行(12月) 	
平成6 (1994)年	<ul style="list-style-type: none"> ●国際人口・開発会議(カイロ)開催「カイロ宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画室設置 ●男女共同参画審議会設置(政令) ●男女共同参画推進本部設置(「男女共同参画社会」の用語に変更) 	
平成7 (1995)年	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回世界女性会議(北京)開催「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ILO第156号条約」批准 ●「育児・介護休業法」改正(6月), 一部施行(10月), 全面施行(平成11年4月)(介護休業の法制化) 	
平成8 (1996)年		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画2000年プラン」策定 	
平成9 (1997)年		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画審議会」設置(法律) ●「男女雇用機会均等法」改正(6月)一部施行(母性保護に関する規定, 平成10年4月), 全面施行(募集等における女性差別の禁止等, 平成11年4月) ●「労働基準法」改正(6月), 一部施行(母性保護に関する規定, 平成10年4月)全面施行(女性労働者の時間外等の規制の解消, 平成11年4月) ●「育児・介護休業法」改正(6月), 施行(育児等を行う労働者の深夜業の制限の創設, 平成11年4月) ●「介護保険法」公布(12月), 施行(平成12年4月) 	
平成11 (1999)年		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月) 	
平成12 (2000)年	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性2000年会議(ニューヨーク)開催「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布(5月)・施行(11月) ●「男女共同参画基本計画」策定 	
平成13 (2001)年		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画会議」設置 ●「男女共同参画局」設置 ●「配偶者暴力防止法」公布(4月)・一部施行(10月), 全面施行(平成14年4月) ●「育児・介護休業法」改正・一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱禁止等, 11月), 全面施行(育児等を行う労働者の時間外労働の制限等, 平成14年4月) 	
平成15 (2003)年		<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行(7月), 全面施行(平成17年4月)【平成27年3月までの時限立法】 ●「少子化社会対策基本法」公布(7月), 施行(9月) 	
平成16 (2004)年		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者暴力防止法」改正(6月)・施行(配偶者からの暴力の定義の拡大, 12月) ●「育児・介護休業法」の改正・施行(育児等休業取得対象者の拡大等, 平成17年4月) 	

年	世界(国連)の動き	日本の動き	三原市の動き
平成17 (2005)年	●第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	●「刑法」改正・施行(人身売買罪の新設) ●「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	●新三原市誕生 ●「三原市男女共同参画計画策定懇話会」及び「三原市男女共同参画推進本部」設置 ●「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
平成18 (2006)年	●第50回国連婦人の地位委員会開催(「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など)(ニューヨーク)	●「男女雇用機会均等法」改正(6月)・施行(性別による差別禁止の範囲の拡大、平成19年4月)	●「三原市男女共同参画プラン」策定
平成19 (2007)年		●「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」の改正 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成20 (2008)年	●第52回国連婦人の地位委員会開催(「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など)(ニューヨーク)	●「次世代育成支援対策推進法」改正 ●「女性の参画加速プログラム」策定	
平成21 (2009)年	●第53回国連婦人の地位委員会開催(「HIV/AIDSのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など)(ニューヨーク)	●「育児・休業法」改正	
平成22 (2010)年	●第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)開催(「北京宣言及び行動綱領など」)(ニューヨーク)	●「第3次男女共同参画基本計画」策定	
平成23 (2011)年	●「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称：UN Women)」正式発足		●「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施 ●「三原市男女共同参画推進条例」制定 ●「三原市男女共同参画プラン(第2次)」策定

資料8 用語解説

	用語	解説
あ行	アクション・プラン	ある政策や企画を実施するための基本方針。また、行動計画。
	育児・介護休業制度	労働者が育児と介護を行いながら働き続けることができるよう、すべての事業主は、育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）に基づき、「育児休業制度」「介護休業制度」「子の看護休暇制度」「介護休暇制度」「短時間勤務等の措置」「所定外労働の免除」「時間外労働の免除」「深夜業の制限」「転勤についての配慮」「不利益取扱いの禁止」を事業所に適用させる義務があります。平成21(2009)年6月に改正され、一部を除き、平成22(2010)年6月に施行されています。
	エソール広島	エソール広島とは、広島県女性総合センターの愛称で、平成元(1989)年に広島県の女性の地位向上と社会参画活動の拠点施設として建設されました。「エソール」は、フランス語で「飛躍・発展」を意味しています。
	M字カーブ問題	女性の年齢階級別就業率を示すグラフが出産や育児で職場を離れることでM字型のカーブとなること。（P6図1のグラフ）
か行	家族経営協定	農業に従事する家族構成員が対等に経営参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。
	グローバル化	ものごとの規模が国家の枠組みを超え、地球全体に拡大している様子のことをいいます。
	ケアマネジメント	サービス利用者に対し、アセスメント（総合評価・事前評価）によりニーズを明確化して適切なサービス提供を目指し、様々な地域に存在する社会資源を活用したサービス計画を策定し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程をいいます。
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障害者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することをいいます。
	固定的な性別役割分担意識	個人的な能力や意思ではなく、男女の性別により「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」など、役割を固定する考え方。
さ行	ジェンダー	男女の生物学的な性別ではなく、「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった、社会的、文化的につくられた性、性別、性差をいう。時代や社会、文化によって左右される。
	住民自治組織	行政と協働・連携しながら住民が主体的に地域づくり活動に取り組む住民組織。
	セクシュアル・ハラスメント	職場における継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。また、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員と利用者との間や学校における教師と生徒との間、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものといえます。男女雇用機会均等法では、事業主にセクシュアル・ハラスメント防止の配慮義務を課し、啓発活動や相談窓口の明確化、迅速な対応を義務づけています。「職場における性的な言動に対する女性労働者の対応によって、その女性労働者の雇用や労働条件に不利益や利益を与えるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動によって女性労働者の就業環境が害されているもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントといいます。
	セーフティーネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種です。
た行	男女共同参画社会基本法	男女平等を推し進めるべく、平成11(1999)年に施行された法律です。男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られました。3章26条によって構成されており、家庭生活だけでなく、議会への参画や、その他の活動においての基本的平等を理念とします。また、それに準じた責務を政府や地方自治体に求めるものです。

	用語	解説
	男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法第13条に基づいて策定された、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に推進するための国の基本計画です。現行の計画は、平成22(2010)年12月に策定された第3次計画であり、5年ごとに見直される予定です。 また、男女共同参画基本法第14条には、都道府県と市町村においても、男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。
	地域包括ケア	高齢者が身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する高齢者を地域社会全体で支える仕組み。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親しい関係のパートナーから加えられる暴力を言います。身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの）のほか、精神的暴力（心身に有害な影響を及ぼす言動）や性的暴力も含んでいます。女性が被害者になることが圧倒的に多いため、国などにおいては、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。 平成13(2001)年4月に公布、同年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（「DV防止法」）では、配偶者からの暴力を犯罪と位置づけ、暴力の防止と被害者の保護のための措置について定めています。 なお、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。
な行	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中で支援をする人。地域・企業・学校などで開催する養成講座を受講した人に対して認定するもの。
は行	広島県男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法第14条と広島県男女共同参画推進条例第7条に基づいて策定された広島県の基本計画です。平成23(2011)年3月に「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。
	ファミリー・サポート・センター	サービスを提供したい者と受けたい者が会員となり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。
ま行	みはらウィメンズネットワーク	女性の社会参画への意識啓発と、人材育成、各団体の相互連携を図り、男女共同参画社会の実現に向けての活動を促進しています。平成13（2001）年10月に発足し、三原地域の9の女性団体と個人会員が加入しています。
ら行	ライフステージ	幼年期、児童期、青年期、中年期、高年期など個人の生活周期の段階のことをいいます。
	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
	6次産業化	農林水産業者と商工業者のお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路拡大等の取り組みを行うこと。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランスとは、働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりにくいことや、やらなければならないことに取り組みなくなるのではなく、両者を実現できる状態のことです。 仕事と生活の軸足の置き方は、働き手によって、またライフステージによっても異なります。働く人が各人にとって望ましいワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、「仕事専念型」だけでなく、多様な働き方を選べるようにすることが求められます。

三原市男女共同参画プラン（第2次）

平成24(2012)年3月

発行：三原市

編集：三原市教育委員会青少年女性課

〒723-0014 広島県三原市城町一丁目2-1

TEL(0848)64-9234 FAX(0848)67-5912

